

## 第 7 号 議 案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提 案 理 由

久留米市スポーツ推進委員の任期が令和 4 年 3 月 3 1 日をもって満了するので、その委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
江藤 洋子	西国分	R4.4.1 ～ R6.3.31	山下 みゆき	南薫	R4.4.1 ～ R6.3.31
松本 征子	西国分		村井 健太郎	南薫	
本田 臣	西国分		小川 直樹	南薫	
権藤 宏一	西国分		高田 忠實	鳥飼	
辻上 淳子	荘島		小川 初代	鳥飼	
良永 尚史	荘島		亀山 善万	鳥飼	
内田 美和子	日吉		秋山 智彦	長門石	
野口 久幸	日吉		吉田 紀子	長門石	
田中 紀美代	篠山		清原 稔大	小森野	
松石 清亮	篠山		伊福 恵里	小森野	
松本 純一	京町		高松 信子	金丸	
坂井 ふち子	京町		富安 多恵子	金丸	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
吉川 栄樹	金丸	R4.4.1 ～ R6.3.31	岡 和子	合川	R4.4.1 ～ R6.3.31
森山 英司	金丸		吉岡 哲也	合川	
田中 真二	東国分		津田 大吉	上津	
井手 光宏	東国分		日野 直子	上津	
笠 純代	東国分		村山 一也	上津	
矢島 俊夫	南		後藤 量造	上津	
檜原 美香	南		梅野 忠光	高良内	
村坂 康信	南		近藤 誠	高良内	
泉 明子	南		金沢 恵美子	高良内	
池淵 さをり	山川		陣内 博	宮ノ陣	
豊福 哲治	山川		山口 高洋	宮ノ陣	
石橋 良子	御井		石山 育代	宮ノ陣	
江藤 和代	御井		小屋松 幸子	山本	
矢野 彰	御井		井上 隆一	山本	
田中 千浪	合川		合原 一範	草野	
寺田 耕一	合川		平木 一彦	草野	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
一木 美香	荒木	R4.4.1 ～ R6.3.31	津留崎 みゆき	津福	R4.4.1 ～ R6.3.31
緒方 勉	荒木		村上 里子	津福	
池田 千年	荒木		久保田 直子	田主丸	
	荒木		岡 義國	田主丸	
古賀 英明	大善寺		江口 慶祐	水縄	
椿原 武	大善寺		南蘭 浩一	水縄	
原口 吉郎	安武		郷原 詔之	川会	
亀山 保典	安武		今村 武文	川会	
高田 美保子	善導寺		古賀 学	船越	
金子 政隆	善導寺		倉富 信枝	船越	
若松 理香	大橋		小西 裕也	水分	
秋永 芳松	大橋		江口 義臣	水分	
藤田 士郎	青峰		浦 浩隆	竹野	
藤木 裕子	青峰		塩足 裕司	竹野	
上野 慶三	津福		牟田 幸宏	柴刈	
田中 秀和	津福		田中 昭則	柴刈	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
轟 俊治	弓削	R4.4.1 ～ R6.3.31	渡邊 久子	城島	R4.4.1 ～ R6.3.31
檜橋 一彦	弓削		池松 和彦	江上	
南島 成司	大城		過能 香織	江上	
長野 真衣	大城		富田 正孝	青木	
山崎 志朗	北野		吉武 敦子	青木	
古賀 喜美子	北野		堤 信也	犬塚	
田村 陽介	金島		木下 慶	犬塚	
原 整	金島		古賀 亜由美	三瀨	
江島 利孝	浮島		江嶋 宏春	三瀨	
末次 弘明	浮島		山下 和代	西牟田	
松延 安幸	下田		高山 裕明	西牟田	
大津 美弥	下田		/		
野口 寿穂	城島				

久留米市スポーツ推進委員新旧対照表

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
西国分	江藤 洋子	西国分	江藤 洋子
西国分	松本 征子	西国分	松本 征子
西国分	本田 臣	西国分	本田 臣
西国分	権藤 宏一	西国分	権藤 宏一
荘島	辻上 淳子	荘島	辻上 淳子
荘島	良永 尚史	荘島	良永 尚史
日吉	内田 美和子	日吉	内田 美和子
日吉	野口 久幸	日吉	野口 久幸
篠山	田中 紀美代	篠山	田中 紀美代
篠山	松石 清亮	篠山	松石 清亮
京町	松本 純一	京町	松本 純一
京町	坂井 ふぢ子	京町	坂井 ふぢ子
南薫	山下 みゆき	南薫	山下 みゆき
南薫	村井 健太郎	南薫	村井 健太郎
南薫	小川 直樹	南薫	小川 直樹
鳥飼	高田 忠實	鳥飼	高田 忠實
鳥飼	小川 初代	鳥飼	小川 初代
鳥飼	亀山 善万	鳥飼	亀山 善万
長門石	秋山 智彦	長門石	秋山 智彦
長門石	吉田 紀子	長門石	吉田 紀子
小森野	清原 稔大	小森野	清原 稔大
小森野	伊福 恵里	小森野	伊福 恵里
金丸	高松 信子	金丸	高松 信子
金丸	富安 多恵子	金丸	富安 多恵子

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
金丸	吉川 栄樹	金丸	吉川 栄樹 <small>よしかわ ひでき</small>
金丸	森山 英司	金丸	森山 英司 <small>もりやま えいじ</small>
東国分	田中 真二	東国分	田中 真二 <small>たなか しんじ</small>
東国分	井手 光宏	東国分	井手 光宏 <small>いで みつひろ</small>
東国分	笠 純代	東国分	笠 純代 <small>りゅう すみよ</small>
南	矢島 俊夫	南	矢島 俊夫 <small>やじま としお</small>
南	檜原 美香	南	檜原 美香 <small>ならはら みか</small>
南	村坂 康信	南	村坂 康信 <small>むらさか やすのぶ</small>
南	泉 明子	南	泉 明子 <small>いづみ あきこ</small>
山川	池淵 さをり	山川	池淵 さをり <small>いげぶち</small>
山川	豊福 哲治	山川	豊福 哲治 <small>とよふく てつじ</small>
御井	石橋 良子	御井	石橋 良子 <small>いしばし よしこ</small>
御井	江藤 和代	御井	江藤 和代 <small>えとう かずよ</small>
御井	矢野 彰	御井	矢野 彰 <small>や の あきら</small>
合川	田中 千浪	合川	田中 千浪 <small>たなか ちなみ</small>
合川	寺田 耕一	合川	寺田 耕一 <small>てらだ こういち</small>
合川	岡 和子	合川	岡 和子 <small>おか かずこ</small>
合川	吉岡 哲也	合川	吉岡 哲也 <small>よしおか てつや</small>
上津	今川 清	上津	* 津田 大吉 <small>つだ だいきち</small>
上津	中尾 忠市	上津	* 日野 直子 <small>ひの なおこ</small>
上津	村山 一也	上津	村山 一也 <small>むらやま かずや</small>
上津	後藤 量造	上津	後藤 量造 <small>ごとう りょうぞう</small>
高良内	梅野 忠光	高良内	梅野 忠光 <small>うめの ただみつ</small>
高良内	近藤 誠	高良内	近藤 誠 <small>こんどう まこと</small>

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
高良内	金沢 恵美子	高良内	かなざわ へみこ 金沢 恵美子
宮ノ陣	陣内 博	宮ノ陣	じんのうち ひろし 陣内 博
宮ノ陣	山口 高洋	宮ノ陣	やまぐち たかひろ 山口 高洋
宮ノ陣	石山 育代	宮ノ陣	いしやま やすよ 石山 育代
山本	小屋松 幸子	山本	こやまつ ゆきこ 小屋松 幸子
山本	井上 隆一	山本	いのうえ りゅういち 井上 隆一
草野	合原 一範	草野	ごうばる かずのり 合原 一範
草野	大塚 亮一	草野	* ひらき かずひこ * 平木 一彦
荒木	一木 美香	荒木	いちき みか 一木 美香
荒木	緒方 勉	荒木	おがた つとむ 緒方 勉
荒木	池田 千年	荒木	いけだ ちとし 池田 千年
荒木	谷 敬子	荒木	—
大善寺	古賀 英明	大善寺	こが ひであき 古賀 英明
大善寺	椿原 武	大善寺	つばきはら たけし 椿原 武
安武	原口 吉郎	安武	はらぐち よしろう 原口 吉郎
安武	亀山 保典	安武	かめやま やすのり 亀山 保典
善導寺	高田 美保子	善導寺	たかだ みほこ 高田 美保子
善導寺	金子 政隆	善導寺	かねこ まさたか 金子 政隆
大橋	草場 由美	大橋	* わかまつ りか * 若松 理香
大橋	秋永 芳松	大橋	あきなが よしまつ 秋永 芳松
青峰	藤田 士郎	青峰	ふじた しろう 藤田 士郎
青峰	藤木 裕子	青峰	ふじき ゆうこ 藤木 裕子
津福	上野 慶三	津福	うえの けいぞう 上野 慶三
津福	田中 秀和	津福	たなか ひでかず 田中 秀和



旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
津福	津留崎 みゆき	津福	津留崎 <sup>つるき</sup> みゆき
津福	村上 里子	津福	村上 <sup>むらかみ</sup> 里子 <sup>さとこ</sup>
田主丸	久保田 直子	田主丸	久保田 <sup>くぼた</sup> 直子 <sup>なおこ</sup>
田主丸	岡 義國	田主丸	岡 <sup>おか</sup> 義國 <sup>よしくに</sup>
水縄	大熊 友啓	水縄	*江口 <sup>えぐち</sup> 慶祐 <sup>けいすけ</sup>
水縄	南 蘭 浩一	水縄	南 <sup>みなみ</sup> 蘭 <sup>のぞみ</sup> 浩一 <sup>こういち</sup>
川会	郷原 詔之	川会	郷原 <sup>ごうはら</sup> 詔之 <sup>のりゆき</sup>
川会	今村 武文	川会	今村 <sup>いまむら</sup> 武文 <sup>たけふみ</sup>
船越	古賀 学	船越	古賀 <sup>こが</sup> 学 <sup>まなぶ</sup>
船越	倉富 信枝	船越	倉富 <sup>くらとみ</sup> 信枝 <sup>のぶえ</sup>
水分	小西 裕也	水分	小西 <sup>こにし</sup> 裕也 <sup>ひろえ</sup>
水分	江口 義臣	水分	江口 <sup>えぐち</sup> 義臣 <sup>よしおみ</sup>
竹野	浦 浩隆	竹野	浦 <sup>うら</sup> 浩隆 <sup>ひろたか</sup>
竹野	原 光明	竹野	*塩足 <sup>しおたり</sup> 裕司 <sup>ゆうじ</sup>
柴刈	牟田 幸宏	柴刈	牟田 <sup>むた</sup> 幸宏 <sup>ゆきひろ</sup>
柴刈	田中 昭則	柴刈	田中 <sup>たなか</sup> 昭則 <sup>あきのり</sup>
弓削	轟 俊治	弓削	轟 <sup>とどろき</sup> 俊治 <sup>としはる</sup>
弓削	檜橋 一彦	弓削	檜橋 <sup>ひらばし</sup> 一彦 <sup>かずひこ</sup>
大城	古賀 治寿	大城	*南島 <sup>なしま</sup> 成司 <sup>じょうじ</sup>
大城	川原 真一	大城	*長野 <sup>ながの</sup> 真依 <sup>まゐ</sup>
北野	森川 誠	北野	*山崎 <sup>やまざき</sup> 志朗 <sup>しろう</sup>
北野	古賀 喜美子	北野	古賀 <sup>こが</sup> 喜美子 <sup>きみこ</sup>
金島	田村 陽介	金島	田村 <sup>たむら</sup> 陽介 <sup>ようすけ</sup>
金島	原 整	金島	原 <sup>はら</sup> 整 <sup>ひとし</sup>

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
浮島	江島 利孝	浮島	えしま としたか 江島 利孝
浮島	末次 弘明	浮島	すえつぐ ひろあき 末次 弘明
下田	松延 安幸	下田	まつのぶ やすゆき 松延 安幸
下田	大津 美弥	下田	おおつ みや 大津 美弥
城島	野口 寿穂	城島	のぐち ひきお 野口 寿穂
城島	渡邊 久子	城島	わたなべ ひさこ 渡邊 久子
江上	塩塚 忠臣	江上	いけまつ かずひこ *池松 和彦
江上	過能 香織	江上	かのう かおり 過能 香織
青木	富田 正孝	青木	とみた まさたか 富田 正孝
青木	吉武 敦子	青木	よしたけ あつこ 吉武 敦子
犬塚	堤 信也	犬塚	つづみ しんや 堤 信也
犬塚	木下 慶	犬塚	きのした けい 木下 慶
三瀨	田原 直	三瀨	*古賀 亜由美
三瀨	江嶋 宏春	三瀨	えしま ひろはる 江嶋 宏春
西牟田	山下 和代	西牟田	やました かずよ 山下 和代
西牟田	高山 裕明	西牟田	たかやま ひろあき 高山 裕明

\*は、新任委員

## ○スポーツ基本法

~~~~~  
(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~  
(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

(1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。

(2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。

(3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。

(4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。

(5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

## 第 8 号議案

久留米市野中生涯学習センターの管理及び運営に関する規則  
の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

野中生涯学習センターへの Web 予約導入に伴い、現在使用している様式を、システム出力の様式に改正しようとするものである。

久留米市野中生涯学習センターの管理及び運営に関する規則  
の一部を改正する規則

久留米市野中生涯学習センターの管理及び運営に関する規則（平成 31 年久留米市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「久留米市野中生涯学習センター使用（使用変更）許可申請書」を「(使用許可・使用変更・利用料金減免)申請書」に改める。

第 4 条中「久留米市野中生涯学習センター使用（使用変更）許可書」を「(使用許可・使用変更許可・利用料金減免決定)書」に改める。

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 3 条関係）

館長	係	受付				決裁欄：決定いたしたい 減免理由：

（使用許可・使用変更・利用料金減免）申請書

指定管理者 宛て			年 月 日
申請者			
利用者名			
住所			
電話番号			
下記のとおり申請します。			署名欄 _____
使用施設： 野中生涯学習センター			
使用日	使用時間	使用目的（催し物名）／施設／備品名	人数

第 4 号様式（第 4 条関係）

（使用許可・使用変更許可・利用料金減免決定）書

年 月 日

団体名  
住所

電話番号  
下記のとおり許可します。

指定管理者

使用施設：野中生涯学習センター

金額	
----	--

予約内訳

使用日	使用時間	使用目的（催し物名）／施設／備品名	減免 有無	料金

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の第3号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される様式について適用し、施行日前に提出された様式については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則の様式とみなして使用することができる。



久留米市野中生涯学習センターの管理及び運営に関する規則（平成31年久留米市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="353 421 1124 555">○久留米市野中生涯学習センターの管理及び運営に関する規則 平成31年1月28日 久留米市教育委員会規則第1号</p> <p data-bbox="286 579 360 608">（趣旨）</p> <p data-bbox="239 632 1124 802">第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）に規定する生涯学習センターのうち、久留米市野中生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="286 826 439 855">（団体の登録）</p> <p data-bbox="239 879 1124 1002">第2条 センターを使用しようとする者のうち、継続的な生涯学習活動を行うことを目的として組織された団体（構成員が5人以上のものに限る。）は、団体の登録を受けることができる。</p> <p data-bbox="239 1026 1124 1149">2 前項の登録を受けようとする団体は、久留米市野中生涯学習センター団体登録（団体登録変更）申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。登録した事項を変更するときも、同様とする。</p> <p data-bbox="239 1219 1124 1342">3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該団体の登録をしたときは、その団体（以下「登録団体」という。）に久留米市野中生涯学習センター団体登録（団体登録変更）通知書（第2号様式）を提出しなければならない。</p>	<p data-bbox="1234 421 2004 555">○久留米市野中生涯学習センターの管理及び運営に関する規則 平成31年1月28日 久留米市教育委員会規則第1号</p> <p data-bbox="1189 579 1263 608">（趣旨）</p> <p data-bbox="1142 632 2004 802">第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）に規定する生涯学習センターのうち、久留米市野中生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1189 826 1344 855">（団体の登録）</p> <p data-bbox="1142 879 2004 1002">第2条 センターを使用しようとする者のうち、継続的な生涯学習活動を行うことを目的として組織された団体（構成員が5人以上のものに限る。）は、団体の登録を受けることができる。</p> <p data-bbox="1142 1026 2004 1197">2 前項の登録を受けようとする団体は、久留米市野中生涯学習センター団体登録（団体登録変更）申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。登録した事項を変更するときも、同様とする。</p> <p data-bbox="1142 1219 2004 1342">3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該団体の登録をしたときは、その団体（以下「登録団体」という。）に久留米市野中生涯学習センター団体登録（団体登録変更）通知書（第2号様式）を提出しなければならない。</p>

式)を交付する。登録した事項を変更するときも、同様とする。  
(使用許可の申請)

第3条 条例第10条第2項の規定により使用許可を受けようとする者は、久留米市野中生涯学習センター使用(使用変更)許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による申請は、登録団体については使用しようとする日の3月前から、登録団体以外の者については使用しようとする日の2月前からすることができる。ただし、学習活動の成果に関する展示会、講演会、発表会等の目的で使用する場合にあつては、使用しようとする日の1年前から申請することができる。

3 市又は久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が主催し、又は共催する事業で使用する場合その他指定管理者が特に必要と認める場合は、前項の規定は、適用しない。

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可するときは、申請者に対し、久留米市野中生涯学習センター使用(使用変更)許可書(第4号様式)を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも、同様とする。

(使用中止届)

第5条 条例第10条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」とい

2号様式)を交付する。登録した事項を変更するときも、同様とする。

(使用許可の申請)

第3条 条例第10条第2項の規定により使用許可を受けようとする者は、**(使用許可・使用変更・利用料金減免)申請書**(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による申請は、登録団体については使用しようとする日の3月前から、登録団体以外の者については使用しようとする日の2月前からすることができる。ただし、学習活動の成果に関する展示会、講演会、発表会等の目的で使用する場合にあつては、使用しようとする日の1年前から申請することができる。

3 市又は久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が主催し、又は共催する事業で使用する場合その他指定管理者が特に必要と認める場合は、前項の規定は、適用しない。

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可するときは、申請者に対し、**(使用許可・使用変更許可・利用料金減免決定)書**(第4号様式)を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも、同様とする。

(使用中止届)

第5条 条例第10条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」とい

う。)は、センターの使用を中止しようとするときは、あらかじめ、久留米市野中生涯学習センター使用中止届(第5号様式)を、使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 条例第10条第2項の規定により使用許可を受けた施設(以下「使用施設」という。)に、条例第11条各号に掲げる者が入場しようとするときは、使用者はその者の使用施設への入場を拒否し、又は退場させること。
- (2) 物品の販売、宣伝その他これらに類する営利行為を行わないこと(許可を受けている場合を除く。)
- (3) 施設の維持管理に必要な人員を配置すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に従うこと。

(入館者の守るべき事項)

第7条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) センターを不潔にしないこと。

う。)は、センターの使用を中止しようとするときは、あらかじめ、久留米市野中生涯学習センター使用中止届(第5号様式)を、使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 条例第10条第2項の規定により使用許可を受けた施設(以下「使用施設」という。)に、条例第11条各号に掲げる者が入場しようとするときは、使用者はその者の使用施設への入場を拒否し、又は退場させること。
- (2) 物品の販売、宣伝その他これらに類する営利行為を行わないこと(許可を受けている場合を除く。)
- (3) 施設の維持管理に必要な人員を配置すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に従うこと。

(入館者の守るべき事項)

第7条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) センターを不潔にしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届)

第8条 使用者又は入館者は、センターの施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（第6号様式）により指定管理者に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(久留米市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止)

2 久留米市勤労青少年ホーム条例施行規則（平成元年久留米市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に、前項の規定により廃止される久留米市勤労青少年ホーム条例施行規則によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届)

第8条 使用者又は入館者は、センターの施設又は附属設備を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに損傷・滅失届（第6号様式）により指定管理者に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(久留米市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止)

2 久留米市勤労青少年ホーム条例施行規則（平成元年久留米市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に、前項の規定により廃止される久留米市勤労青少年ホーム条例施行規則によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第3号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される様式について適用し、施行日前に提出された様式については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則の様式とみなして使用することができる。

第 1 号様式(第 2 条関係)

第 1 号様式 (第 2 条関係) 年 月 日

指定管理者 宛て  
 (ふりがな)  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 (ふりがな)  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

久留米市野中生涯学習センター団体登録(団体登録変更)申請書

下記のとおり、団体の登録(登録変更)を申請します。

記

団体所在地	郵便番号									
	住 所									
	電話番号									
活動内容										
連絡先 <small>※団体所在地 と同一の場合 は省略できま す。</small>	氏 名									
	住 所									
	電話番号									
会員構成	年齢	~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70~	計	
	男									
	女									
	計									
備 考										
受付					決 裁				登 録 番 号	

第 1 号様式(第 2 条関係)

第 1 号様式 (第 2 条関係) 年 月 日

指定管理者 宛て  
 (ふりがな)  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 (ふりがな)  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

久留米市野中生涯学習センター団体登録(団体登録変更)申請書

下記のとおり、団体の登録(登録変更)を申請します。

記

団体所在地	郵便番号									
	住 所									
	電話番号									
活動内容										
連絡先 <small>※団体所在地 と同一の場合 は省略できま す。</small>	氏 名									
	住 所									
	電話番号									
会員構成	年齢	~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70~	計	
	男									
	女									
	計									
備 考										
受付					決 裁				登 録 番 号	

第 2 号様式(第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 2 条関係) 年 月 日

(ふりがな)  
団体名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

久留米市野中生涯学習センター団体登録(団体登録変更) 通知書

下記のとおり、団体の登録(登録変更)をしたので通知します。

記

団体所在地	郵便番号								
	住 所								
	電話番号								
活動内容									
連絡先 <small>※団体所在地と同一の場合は省略しています。</small>	氏 名								
	住 所								
	電話番号								
会員構成	年齢	~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70~	計
	男								
	女								
	計								
備 考									
登録番号			指定管理者				印		

第 2 号様式(第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 2 条関係) 年 月 日

(ふりがな)  
団体名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

久留米市野中生涯学習センター団体登録(団体登録変更) 通知書

下記のとおり、団体の登録(登録変更)をしたので通知します。

記

団体所在地	郵便番号								
	住 所								
	電話番号								
活動内容									
連絡先 <small>※団体所在地と同一の場合は省略しています。</small>	氏 名								
	住 所								
	電話番号								
会員構成	年齢	~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70~	計
	男								
	女								
	計								
備 考									
登録番号			指定管理者				印		

第 3 号様式(第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 3 条関係)

久留米市野中生涯学習センター使用 (使用変更) 許可申請書 年 月 日				
指定管理者 宛て				
住 所 氏名又は団体名 電話番号 使用責任者名				
久留米市野中生涯学習センターを使用(使用変更)したいので、下記のとおり申請 します。				
記				
使 用 目 的				
使 用 日 時	年 月 日 ( ) 時から 時まで			
使 用 施 設				
使 用 器 具				
使 用 予 定 人 数				
利 用 料 金	施設	冷暖房	器具	計
	円	円	円	円
利 用 料 金 減 免 申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 減免申請します。 理由：			
備 考				

第 3 号様式(第 3 条関係)

館長	係	受付				決裁欄：決めたしたい 減免理由：
----	---	----	--	--	--	---------------------

(使用許可・使用変更・利用料金減免) 申請書

指定管理者 宛て 年月日			
申請者 利用者名 住所 電話番号			
下記のとおり申請します。			署名欄 _____
使用施設： 野中生涯学習センター			
使用日	使用時間	使用目的(催し物名)/施設/備品名	人数



第 4 号様式(第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 4 条関係)

久留米市野中生涯学習センター使用(使用変更)許可書

年 月 日

様

指定管理者 印

申請のありました久留米市野中生涯学習センターの使用(使用変更)を、下記のとおり許可します。

記

使用目的				
使用日時	年 月 日 ( ) 時から 時まで			
使用施設				
使用器具				
使用予定人数				
利用料金	施設	冷暖房	器具	計
	円	円	円	円
利用料金減免理由				
備考				

第 4 号様式(第 4 条関係)

(使用許可・使用変更許可・利用料金減免決定)書

年 月 日

団体名  
住所

電話番号  
下記のとおり許可します。

指定管理者

使用施設：野中生涯学習センター

金額

予約内訳

使用日	使用時間	使用目的(催し物名)/施設/備品名	減免有無	料金

第5号様式(第5条関係)

第5号様式(第5条関係)

久留米市野中生涯学習センター使用中止届

年 月 日

指定管理者 宛て

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記のとおり、使用を中止します。

記

使用中止の日時	年 月 日 ( ) 時から 時まで
使用中止の理由	
使用中止の施設	
使用中止の器具	

※使用(使用変更)許可書を添付してください。

第5号様式(第5条関係)

第5号様式(第5条関係)

久留米市野中生涯学習センター使用中止届

年 月 日

指定管理者 宛て

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記のとおり、使用を中止します。

記

使用中止の日時	年 月 日 ( ) 時から 時まで
使用中止の理由	
使用中止の施設	
使用中止の器具	

※使用(使用変更)許可書を添付してください。

第6号様式(第8条関係)

第6号様式(第8条関係)

久留米市野中生涯学習センター損傷・滅失届

年 月 日

指定管理者 宛て

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時	年	月	日	時頃	発生場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	摘要(備品 No.)
備考					受 領 印	記 帳

※ 住所、氏名又は団体名、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

第6号様式(第8条関係)

第6号様式(第8条関係)

久留米市野中生涯学習センター損傷・滅失届

年 月 日

指定管理者 宛て

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

発生日時	年	月	日	時頃	発生場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	摘要(備品 No.)
備考					受 領 印	記 帳

※ 住所、氏名又は団体名、電話番号の欄及び上記の表の太枠の部分のみ記入してください。

## 第 9 号議案

久留米市指定文化財の解除について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市文化財保護条例（昭和 4 7 年久留米市条例第 4 3 号）第 3 5 条第 1 項の規定により、久留米市指定文化財を解除するものである。

久留米市指定文化財の解除について

次のとおり、久留米市指定文化財の解除をする。

適用条例	種 別	名 称	保管場所	所有者
	記号番号			
久留米市 文化財保護 条例 第35条 第1項	史跡名勝天 然記念物	めやすまち いちりづか 目安町の一里塚 榎1本	久留米市 安武町安 武本31 04-1	久留米市 市長 原口新五
	史第1号			

\*ただし、解除は天然記念物のみとし、史跡の指定は継続する。

## 久留米市指定文化財の解除について

1. 種別 史跡天然記念物
2. 名称 めやすまち いちりづか  
目安町の一里塚
3. 所在地 久留米市安武町安武本3104-1
4. 所有者（管理団体）及び住所  
久留米市（市長 原口新五）  
久留米市城南町15番地3
5. 員数 榎1本
6. 指定年月日  
昭和49年4月25日（史第1号）

### 7. 経緯

#### （1）調査の経緯と方法

経緯：平成29年9月18日の台風18号の影響により、幹の途中から東側が大きく折損。

この時点では既に木材腐朽菌による樹幹の心材腐朽や一部空洞化がみられ、樹勢が衰退していた。その後、平成30年10月15日に、強風の影響も加わって樹幹の残っていた西側部分が折損して倒壊。周辺の電線などを巻き込む事態となった。県道沿いであり、安全上の問題もあったことから、翌16日に根元から伐採。その後、3年間の経過観察を設けたが芽が吹き返すことはなく、令和3年11月19日に外観診断を行い、完全に枯死し回復の見込みがないとの判断に至った。

調査の方法：現地にて外観診断を行い、目視および木槌打診を実施。

調査者：久留米市文化財専門委員 橋川ひろみ

久留米市市民文化部 文化財保護課 職員

#### （2）指定解除候補の概要

状態：榎は新しく枝葉を出すこともなく枯死し、木質部の腐朽が進行して木の繊維がもろく崩れやすくなっている。木材腐朽菌であるキノコ3種類の発生を確認した。

調査の所見：

平成29年の強風により樹幹の一部が折損、倒壊した時点で既に材質腐朽病の症状がみられ、樹勢が衰退していた。平成30年に更に残っていた樹幹が折損、倒壊したことにより、著しく樹勢が衰退し、枯死に至ったと考えられる。

## 8. 指定解除の理由

慶長6年(1601)に田中吉政が筑後国主として柳河城に入城し、支城である久留米城とを結ぶために柳川往還が整備された。「目安町の一里塚」は久留米城下の「札ノ辻」から一里の場所にある。正保年間(1645~48)の「久留米藩領図」には一里塚が描かれており、これ以前に一里塚が設けられたことが分かる。倒壊した榎が柳川往還の整備に伴って植樹されたものだとすれば、300~400年ほど経過していることとなる。

これまでの経過観察の所見から、完全に枯死している。一方で、枯死した榎は木の繊維が無くなるほど腐朽しており、現状のままでは危険であるため、根株元まで含めて撤去するのが望ましい。

よって、久留米市文化財保護条例第35条第1項に基づき、天然記念物としての市指定文化財を解除すべきものである。

## 9. 史跡についての取り扱い

市内に現存する唯一の一里塚であり、塚としての高まりは維持していることから、史跡については解除せず、現状のままとする。



西側(公園側)の幹が折損  
(平成30年10月15日)



現在の状況  
(令和3年11月19日)

## 第 10 号議案

久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴い、規則中の用語の整理を行うため、規則の一部を改正しようとするものである。



## 久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市奨学金条例施行規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「受けようとする者」の次に「(以下「本人」という。)」を加え、「在学学校長」を「在学する学校の長」に改める。

第3条第1項中「次条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「申請者」を「本人」に改める。

第4条第1項中「行うため」の次に「、委員会に」を加える。

第5条第1項の表国立及び公立の高等学校等の項中「高校生等奨学給付金」を「福岡県高校生等奨学給付金」に改め、同条第2項中「保護者に」を削る。

第6条各号列記以外の部分中「保護者は」を削り、同条第1号中「保護者」を「本人の生計を主として維持する者」に改め、同条第2号中「休学」を「本人が休学」に改める。

第7条中「高校生等奨学給付金」を「福岡県高校生等奨学給付金」に改める。

第1号様式中「保護者」を「生計維持者」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「生計維持者」とは、保護者などの本人の生計を主として維持する者をいいます。

第3号様式中「保護者」を「生計維持者」に改め、「㊟」を削る。

第5号様式中「保護者」を「届出者」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

久留米市奨学金条例施行規則（昭和44年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市奨学金条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第4号</p> <p>（申請書の提出）</p> <p>第2条 奨学金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添え、 在学学校長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 奨学金給付申請書（第1号様式） (2) 奨学生推薦調書（第2号様式） (3) 世帯調書（第3号様式） (4) 住民票の写し (5) 世帯員の所得証明書</p> <p>（奨学生の決定）</p> <p>第3条 委員会は、前条の申請書が提出されたときは、次条第1項に規定する審議委員会による奨学生候補者の選考を経て、奨学生の決定を行うものとする。</p> <p>2 前項の決定をしたときは、その旨を申請者及びその他必要と認める関係者に通知する。</p> <p>（奨学金奨学生審議委員会）</p> <p>第4条 奨学生候補者の選考を行うため久留米市奨学金奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。</p>	<p>○久留米市奨学金条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第4号</p> <p>（申請書の提出）</p> <p>第2条 奨学金の給付を受けようとする者<u>（以下「本人」という。）</u> は、次に掲げる書類を添え、<u>在学する学校の長</u>を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 奨学金給付申請書（第1号様式） (2) 奨学生推薦調書（第2号様式） (3) 世帯調書（第3号様式） (4) 住民票の写し (5) 世帯員の所得証明書</p> <p>（奨学生の決定）</p> <p>第3条 委員会は、前条の申請書が提出されたときは、<u>第4条第1項</u>に規定する審議委員会による奨学生候補者の選考を経て、奨学生の決定を行うものとする。</p> <p>2 前項の決定をしたときは、その旨を<u>本人</u>及びその他必要と認める関係者に通知する。</p> <p>（奨学金奨学生審議委員会）</p> <p>第4条 奨学生候補者の選考を行うため、<u>委員会に久留米市奨学金奨学生審議委員会</u>（以下「審議委員会」という。）を置く。</p>

2 審議委員会の委員は、10人とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の委員を委員会が任命する。

- (1) 市立中学校長 5人
- (2) 市立高等学校長 2人
- (3) 委員会事務局の職員 3人

3 審議委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長については市立中学校長のうちから、副委員長については市立高等学校長のうちから委員会が指名する者をもって充てる。

4 審議委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 審議委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(奨学金の額及び交付)

第5条 奨学金の額は、次に掲げる額を基本として教育長が定める。

学校種別	入学一時金	月奨学金
国立及び 公立の高 等学校等	20,000円	月額5,000円 (高校生等奨学給付金の支給要件を満たさない者は、月額7,000円)
私立の高 等学校等	30,000円	月額7,000円

2 奨学金のうち入学一時金は5月に、月奨学金は6月、9月、12月及び3月に当該月以前3か月分を保護者に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、それらの月と異なる月に交付することができる。

2 審議委員会の委員は、10人とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の委員を委員会が任命する。

- (1) 市立中学校長 5人
- (2) 市立高等学校長 2人
- (3) 委員会事務局の職員 3人

3 審議委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長については市立中学校長のうちから、副委員長については市立高等学校長のうちから委員会が指名する者をもって充てる。

4 審議委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 審議委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(奨学金の額及び交付)

第5条 奨学金の額は、次に掲げる額を基本として教育長が定める。

学校種別	入学一時金	月奨学金
国立及び 公立の高 等学校等	20,000円	月額5,000円 (福岡県高校生等奨学給付金の支給要件を満たさない者は、月額7,000円)
私立の高 等学校等	30,000円	月額7,000円

2 奨学金のうち入学一時金は5月に、月奨学金は6月、9月、12月及び3月に当該月以前3か月分を交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、それらの月と異なる月に交付することができる。

(異動の届出)

第6条 次の各号に該当する事項が生じたときは、保護者は異動届(第5号様式)にその事実を証する書類を添え、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 本人又は保護者の住所に異動があったとき。
- (2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 条例第2条に規定する受給資格を失ったとき。
- (4) その他重要な事項に異動があったとき。

(特に認める支給)

第7条 条例第2条第4号の特に認める支給は、高校生等奨学給付金の支給とする。

(異動の届出)

第6条 次の各号に該当する事項が生じたときは、異動届(第5号様式)にその事実を証する書類を添え、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 本人又は本人の生計を主として維持する者の住所に異動があったとき。
- (2) 本人が休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 条例第2条に規定する受給資格を失ったとき。
- (4) その他重要な事項に異動があったとき。

(特に認める支給)

第7条 条例第2条第4号の特に認める支給は、福岡県高校生等奨学給付金の支給とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

<h2 style="margin: 0;">奨 学 金 給 付 申 請 書</h2>					
年 月 日					
久留米市教育委員会 宛て					
本 人 氏名 保護者 氏名					
久留米市奨学金条例に基づく奨学金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">学 校 長 検 印</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	学 校 長 検 印	
学 校 長 検 印					
志望学校名 又は 在籍学校名	高 等 学 校 ( 第 学 年 )				
本 人	フリガナ 氏 名	生年 月日	年 月 日 (満 歳)		
	現 住 所	〒 (電話番号 ー ー )			
	中 学 校 名 (在籍又は卒業)			中 学 校	
保 護 者	氏 名	続柄	本人の 職業		
	住 所	〒 (電話番号 ー ー )			
申請の理由					

第1号様式 (第2条関係)

<h2 style="margin: 0;">奨 学 金 給 付 申 請 書</h2>					
年 月 日					
久留米市教育委員会 宛て					
本 人 氏名 生計維持者 氏名					
久留米市奨学金条例に基づく奨学金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">学 校 長 検 印</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	学 校 長 検 印	
学 校 長 検 印					
志望学校名 又は 在籍学校名	高 等 学 校 ( 第 学 年 )				
本 人	フリガナ 氏 名	生年 月日	年 月 日 (満 歳)		
	現 住 所	〒 (電話番号 ー ー )			
	中 学 校 名 (在籍又は卒業)			中 学 校	
生 計 維 持 者	氏 名	続柄	本人の 職業		
	住 所	〒 (電話番号 ー ー )			
申請の理由					

備考 「生計維持者」とは、保護者などの本人の生計を主として維持する者をいいます。

第3号様式（第2条関係）

世 帯 調 書									
久留米市教育委員会 宛て						年 月 日			
本 人 氏 名				本 人 氏 名					
保護者住所				生計維持者住所					
氏 名				氏 名					
下記のとおり相違ありません。									
同一生計の家族状況	続柄	氏 名	年 齢	同居別居	所得の種類		備考 学生は学校種類・学年を記入 (○学校○年生等)		
	本人	/			給与収入額 千円	その他所得額 千円			
合 計									

※1 年齢は 年 月 日現在で記入してください。  
 ※2 収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。  
 ※3 備考欄には、小(中・高・大等)学校○年生等就学状況を記入してください。

※世帯人員等集計

世 帯 人 員	母子父子家庭等児童数	障 害 者 数	就 労 者 数

1 母子父子家庭等児童数は、母子父子家庭等における18歳以下の児童数  
 2 障害者数は、障害者手帳をお持ちの方の数（手帳の写添付）  
 3 就労者数は、就労している方（年金収入のみの方を除く。）

**【承諾書】**  
 私は、久留米市教育委員会が「久留米市奨学金」事務のために、住民票上同一の世帯全員の所得・課税の状況に関する資料の確認を行うことを承諾します。  
 保護者氏名 ㊦（保護者生年月日 年 月 日）  
 ※この欄の承諾は任意のものです。この欄の承諾をした場合は、奨学生決定後、住民票の写し及び世帯員の所得証明書の提出が不要になります。

第3号様式（第2条関係）

世 帯 調 書									
久留米市教育委員会 宛て						年 月 日			
本 人 氏 名				本 人 氏 名					
保護者住所				生計維持者住所					
氏 名				氏 名					
下記のとおり相違ありません。									
同一生計の家族状況	続柄	氏 名	年 齢	同居別居	所得の種類		備考 学生は学校種類・学年を記入 (○学校○年生等)		
	本人	/			給与収入額 千円	その他所得額 千円			
合 計									

※1 年齢は 年 月 日現在で記入してください。  
 ※2 収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。  
 ※3 備考欄には、小(中・高・大等)学校○年生等就学状況を記入してください。

※世帯人員等集計

世 帯 人 員	母子父子家庭等児童数	障 害 者 数	就 労 者 数

1 母子父子家庭等児童数は、母子父子家庭等における18歳以下の児童数  
 2 障害者数は、障害者手帳をお持ちの方の数（手帳の写添付）  
 3 就労者数は、就労している方（年金収入のみの方を除く。）

**【承諾書】**  
 私は、久留米市教育委員会が「久留米市奨学金」事務のために、住民票上同一の世帯全員の所得・課税の状況に関する資料の確認を行うことを承諾します。  
 生計維持者氏名 (生計維持者生年月日 年 月 日)  
 ※この欄の承諾は任意のものです。この欄の承諾をした場合は、奨学生決定後、住民票の写し及び世帯員の所得証明書の提出が不要になります。



## 第 1 1 号議案

### 学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、学校教育法施行規則（昭和 2 2 年 5 月 2 3 日文部省令第 1 1 号）第 1 0 4 条及び第 1 3 5 条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 1 2 条の 2 第 3 項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 1 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、高等学校 2 校、特別支援学校 1 校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。



学校評議員の委嘱について

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第104条及び第135条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項の規定に基づき、下記の者を、学校評議員に委嘱する。

記

学 校	氏 名	所属及び経歴	任期
久留米商業 高等学校	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	令和4年4 月1日 ～ 令和5年3 月31日
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長	
	一ノ瀬 章	九州旅客鉄道株式会社 久留米駅長	
	中村 愛	ことまる法律事務所弁護士	
	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長	
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	
南筑 高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	令和4年4 月1日 ～ 令和5年3 月31日
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長	
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長	
	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長	
	田坂 公	福岡大学商学部教授	
久留米特別 支援学校	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	令和4年4 月1日 ～ 令和5年3 月31日
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	
	深川 和美	NP0法人フレンドスクール理事 元PTA会長	
	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事	
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事	
	向井 純平	久留米大学医学部小児外科医師	

学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		新名簿	
	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業高等学校	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長
	北島 香代子	株式会社nikotto代表取締役 日本損害保険代理業協会理事	※一ノ瀬 章	九州旅客鉄道株式会社 久留米駅長
	宮崎 智美	青翠法律事務所弁護士	※中村 愛	ことまる法律事務所弁護士
	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員
南筑高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	野瀬 修一	元PTA会長
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長
	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長
	田坂 公	福岡大学商学部教授	田坂 公	福岡大学商学部教授
久留米特別支援学校	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長
	深川 和美	NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長	深川 和美	NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長
	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事
	長井 孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医	※向井 純平	久留米大学医学部小児外科医師

※は新任評議員

## 久留米市立小中学校等管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

### (学校評議員)

- 第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
  - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - 4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 久留米市立高等学校管理規則

### (学校評議員)

- 第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
  - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 久留米市学校評議員運営規程

### (組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

### (学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

教育委員会後援事業等に関する報告

R4.2.7からR4.3.9受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和4年3月5日～3月29日	春の「学びとスポーツ」体験会	エスタ株式会社	スポーツクラブエスタ 諏訪野	後援	体育スポーツ課
2	令和4年3月7日～3月13日	リポビタン国際ジュニアin久留米 supported by KIMIKO DATE x YONEX PROGECT	久留米市テニス協会	久留米総合スポーツセンター (テニスコート)	後援★	体育スポーツ課
3	令和4年3月20日～3月31日	ジュニアスポーツ教室体験会	シンコースポーツ九州株式会社	久留米市みづま総合体育館・久留米市農村運動広場テニスコート	後援	体育スポーツ課
4	令和4年4月2日～4月3日	グランディールカップ U-10・U-11	FCグランディール三瀬	県営筑後広域公園	後援	体育スポーツ課
5	令和4年5月1日・9月25日	久留米球場であそぼっ！野球感謝祭in久留米	久留米市野球連盟	久留米市野球場	後援★	体育スポーツ課
6	令和4年3月20日～4月7日	第150回九州地区高等学校野球福岡大会	福岡県高等学校野球連盟	久留米市野球場	後援	体育スポーツ課
7	令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)	「家庭の日」「オアシス運動」推進キャンペーン	公益社団法人福岡県青少年育成県民会議	福岡県公認ボウリング場協会加盟ボウリング場 他	後援★	学校教育課
8	令和4年3月21日(月) 13:45～16:30	10歳後半から始まる思春期～親子の葛藤編 講演会&座談会	ダンデライオン不登校ひきこもりを考える親の会	市民活動サポートセンターみんくる 会議室	後援	学校教育課
9	令和4年4月30日(土) 15:00～16:30	久留米市芸術奨励賞 受賞記念 稲吉えりな オーボエリサイタル	稲吉えりなオーボエリサイタル実行委員会	久留米石橋文化センター 共同ホール	後援★	生涯学習推進課
10	令和4年5月28日(土) 17:00～20:00	久留米市民オーケストラ第34回定期演奏会	久留米市民オーケストラ	久留米シティプラザザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和4年6月28日(火)～ 7月3日(日)10:00～19:00	第15回久留米連合文化会 工 芸部作品展	久留米連合文化会	久留米市一番街 多 目的ギャラリー	後援	生涯学習推 進課
12	令和5年1月28日(土) 9:00～17:00	喜多流演能公演	久留米演能実行委員会	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習推 進課
13	令和4年6月7日(火)～ 6月12日(日)9:30～17:30	国際公募 第5回国際書画展	NPO法人日中国際交流センター	福岡市美術館 市民 ギャラリー A/B/C/D/E/F	後援	生涯学習推 進課
14	令和4年3月19日(土)～ 5月31日(火)9:00～17:00	グリーンマルシェ 春の植木祭	くるめ緑花センター協同組合	くるめ緑花センター、 道の駅くるめ	後援	生涯学習推 進課
15	令和4年9月23日(金) 12:00～17:00 令和4年9月24日(土) 10:00～17:00	福岡県民間教育研究会 筑後 (久留米)集会	福岡民間教育研究会筑後集会実行委 員会	23日 久留米シティ プラザ 24日 エールピア久 留米	後援	学校教育課
16	令和4年4月2日(土) 13:30～16:30	第四回 九州学生ダンス選手 権 春の公式戦	一般社団法人 九州学生ダンス協会	石橋文化ホール	後援★	学校教育課
17	令和4年4月17日(日) 13:00～ 16:00	4月例会「くるめ防災・減災フェ スタ」	一般社団法人久留米青年会議所	久留米リサーチ・ パーク1階展示場 他	後援	学校教育課
18	令和4年4月1日(金)～令和5 年3月31日(金)	九州発「地球規模の視点を有 する次世代傑出人財」発掘・育 成プログラム(通称:高専ハカセ 塾)	久留米工業高等専門学校	久留米工業高等専 門学校 他	後援	学校教育課

## 令和3年度久留米市ジュニアスポーツ賞表彰式について

令和3年1月～12月のスポーツ大会において、優秀な成績を収められた個人又は団体の功績を称え、下記のとおり表彰式を実施しました。

### 1 日 時

令和4年3月28日（月） 16時00分～16時30分

### 2 会 場

久留米市役所 8階 庁議室

### 3 受賞者 （※別紙参照）

ジュニアスポーツ賞

個人：10名

団体：1団体

### （参考）表彰基準

ジュニアスポーツ賞（小学生及び中学生）

- ・国際規模の大会において優秀な成績を収めた小学生又は中学生の個人又は団体
- ・全国規模の大会において優秀な成績を収めた小学生又は中学生の個人又は団体
- ・九州規模の大会において優勝の成績を収めた小学生又は中学生

※優秀な成績とは、優勝、準優勝、第3位の成績をいう。

## 令和3年度 久留米市ジュニアスポーツ賞 受賞者

### ▼ジュニアスポーツ賞

No	氏名 (所属)			大会名	日時/会場	結果
1	個人	柔道	秋吉 航輔 (大刀洗中学校3年)	第51回九州中学校柔道大会 男子73kg級	令和3年8月6日～7日 於：山鹿市総合体育館 (熊本県)	優勝
				第52回全国中学校柔道大会 男子73kg級	令和3年8月22日～25日 於：ALSOKぐんま総合スポーツセンターぐんまアリーナ (群馬県)	準優勝
2	個人	陸上	井 千夏 (宮ノ陣中学校1年)	第43回九州中学校陸上競技大会 低学年女子80mH	令和3年8月5日～6日 於：博多の森陸上競技場	優勝
3	個人	バドミントン	大場 心晴 (大城小学校4年/JBC久留米)	第38回全九州小学生バドミントン選手権大会 兼 第30回全国小学生バドミントン選手権大会九州ブロック予選会	令和3年10月23日～24日 於：西原商会アリーナ (鹿児島市)	優勝
4	個人	アーチェリー	鐘ヶ江 道雪 (上津小学校5年/久留米アーチェリークラブ)	第16回全日本小学生中学生アーチェリー選手権大会	令和3年7月3日～4日 於：つま恋リゾート彩の郷 (静岡県掛川市)	優勝
5	個人	柔道	木下 陽太 (大刀洗中学校3年)	第51回九州中学校柔道大会 男子90kg級	令和3年8月6日～7日 於：山鹿市総合体育館 (熊本県)	優勝
6	個人	水泳	久家 虎太郎 (京町小学校6年/B&Gみやき)	とびうお杯第36回全国少年少女水泳競技大会 バタフライ50m、バタフライ100m	令和3年7月31日～8月1日 於：浜松市総合水泳場 TOBiO (静岡県浜松市)	準優勝
7	個人	卓球	芝原 圭吾 (合川小学校2年/荒木卓球クラブ)	全能杯2021年全日本卓球選手権大会	令和3年7月22日～25日 於：グリーンアリーナ神戸 (兵庫県神戸市)	3位
8	個人	陸上	田中 秀虎 (三潞中学校3年)	JOCジュニアオリンピックカップ第52回U16陸上競技大会 男子走幅跳	令和3年10月22日～24日 於：愛媛県総合運動公園陸上競技場	準優勝
9	個人	水泳	西野 紗永 (江南中学校1年/ブリヂストンスイミングスクール久留米)	第44回全九州スイミングクラブ協会夏季水泳競技大会 50m平泳ぎ、100m平泳ぎ	令和3年8月28日～29日 於：宮崎県総合運動公園水泳場	優勝
10	個人	スピードスケート	森 瑛一朗 (諏訪中学校1年)	第13回全日本ノービス&ジュニアカップショートトラックスピードスケート選手権大会 第2戦 男子500mノービスB、男子1500mSFノービスB	令和3年3月27日～28日 於：帝産アイススケートトレーニングセンター (長野県)	3位
11	団体	チアダンス	337 (スリースリーセブン)	ALL JAPAN CHEER DANCE CHAMPIONSHIP 2021 第21回全日本チアダンス選手権大会 第19回全日本学生チアダンス選手権大会	令和3年12月11日 於：武蔵野の森総合スポーツプラザ (東京都)	3位

## スポーツ大会成績優秀者個人・団体の報告について（令和3年度分）

スポーツ大会において、令和3年4月から令和4年3月までの期間に、全国大会出場以上等の成績を収めた個人又は団体について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

○別紙「スポーツ大会成績優秀者 個人・団体（令和3年度分）」のとおり

以上



スポーツ大会成績優秀者 個人・団体(令和3年度分)

規模	No.	個人・団体名	区分	種目	大会名	日時	結果
国際大会	1	小林 優香	一般	自転車	UCIトラックネーションズカップ2021香港大会 女子ケイリン	令和3年5月	優勝
	2	小林 優香	一般	自転車	UCIトラックネーションズカップ2021香港大会 女子スプリント	令和3年5月	準優勝
	3	古賀 若菜	一般	柔道	2021世界柔道選手権ブダペスト大会 女子48kg級	令和3年6月	準優勝
	4	素根 輝	一般	柔道	東京2020オリンピック競技大会柔道 女子78kg超級	令和3年7月	優勝
	5	小林 優香	一般	自転車	東京2020オリンピック競技大会 自転車(トラック)女子ケイリン 女子スプリント	令和3年7月	出場
	6	中村 知春	一般	ラグビー	東京2020オリンピック競技大会 7人制ラグビー女子	令和3年7月	出場
	7	弘津 悠	一般	ラグビー	東京2020オリンピック競技大会 7人制ラグビー女子	令和3年7月	出場
	8	白子 未祐	一般	ラグビー	東京2020オリンピック競技大会 7人制ラグビー女子	令和3年7月	出場
	9	桐明 輝子	一般	カヌー	東京2020オリンピック競技大会 カヌー スプリント競技WC-1 200m WC-2 500m	令和3年8月	出場
	10	田中 光哉	一般	パラテコンドー	東京2020パラリンピック競技大会テコンドーK44/43M -61kg	令和3年9月	出場
	11	古賀 若菜	一般	柔道	柔道グランドスラム パリ大会 女子48kg級	令和3年10月	優勝
	12	久保下 郁弥	一般	車いすテニス	Hulya Avsar Open	令和3年11月	出場
	13	久保下 郁弥	一般	車いすテニス	Aksa Dogalgaz Open	令和3年11月	出場
全国大会	1	大道塾朝倉支部(高尾伊織)	小学生	空道	2021全日本空道ジュニア選手権大会	令和3年5月	出場
	2	森田莉央	高校生	ゴルフ	2021年度(第62回)日本女子アマチュアゴルフ選手権競技	令和3年6月	出場
	3	久留米アーチェリークラブ (鐘ヶ江道雪)	小学生	アーチェリー	第16回全日本小学生空学生アーチェリー選手権大会	令和3年7月	優勝
	4	祐誠高校弓道部	高校生	弓道	令和3年度全国高等学校総合体育大会弓道競技大会 第66回全国高等学校弓道大会	令和3年7月	準優勝
	5	荒木卓球クラブ	小学生	卓球	全農杯2021年全国日本卓球選手権大会	令和3年7月	3位
	6	東福岡高校(馬田琳平)	高校生	ラグビー	第8回全国高等学校7人制ラグビーフットボール大会	令和3年7月	3位
	7	ヤング友愛野球クラブ	中学生	硬式野球	第29回ヤングリーグ選手権大会	令和3年7月	出場
	8	八女工業高校(荒木琴弓、白川晴愛)	高校生	陸上	秩父宮賜杯第74回全国高等学校陸上競技対校選手権大会	令和3年7月	出場
	9	浮羽工業高校(田中風斗)	高校生	陸上	令和3年度全国高等学校定時制通信制体育大会 第56回陸上競技大会	令和3年7月	出場
	10	三瀬ファイターズ球団	中学生	硬式野球	第47回全日本選手権大会第26回理事長杯大会	令和3年7月	出場
	11	祐誠高校(宮地彪流)	高校生	陸上	秩父宮賜杯第74回全国高等学校陸上競技対校選手権大会	令和3年7月	出場
	12	明善高校(伊藤凜)	高校生	陸上	秩父宮賜杯第74回全国高等学校陸上競技対校選手権大会	令和3年7月	出場
	13	B&Gみやき(久家虎太郎)	小学生	水泳	とびうお杯第36回全国少年少女水泳競技大会	令和3年7月	出場
	14	佐賀県庁(辻夕空)	一般	ソフトボール	第61回全日本実業団男子ソフトボール選手権大会	令和3年7月	出場
	15	祐誠高校(池田瑞紀)	高校生	自転車	令和3年度全国高等学校総合体育大会自転車競技大会 500mタイム トライアル、2kmインディヴィデュアル・パーシュート	令和3年8月	準優勝
	16	木更津総合高校(甲木碧)	高校生	柔道	令和3年度全国高等学校総合体育大会柔道競技大会男子100kg超級	令和3年8月	3位
	17	祐誠高校(池田瑞紀)	高校生	自転車	令和3年度全国高等学校総合体育大会自転車競技大会 女子個人ロード レース	令和3年8月	3位
	18	福島高校(石河颯一郎)	高校生	陸上	令和3年度全国高等学校定時制通信制体育大会 第56回陸上競技大会	令和3年8月	出場
	19	福岡レッドドリームズ(秋山愛梨)	中学生	ソフトボール	第21回全日本中学生男女ソフトボール大会	令和3年8月	出場
	20	誠武塾(松本侑希)	小学生	空手道	ジュニア空手リアルチャンピオンシップ 第6回全日本少年少女空手道選手権大会	令和3年8月	出場
	21	久留米ベースボールクラブ GO AHEAD	小学生	軟式野球	2021年第11回全日本少年軟式野球クラブチーム選抜大会(びわこカップ)	令和3年8月	出場
	22	西野紗永	中学生	水泳	第44回(2021年度)全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	令和3年8月	出場
	23	B&Gみやき(久家虎太郎)	小学生	水泳	第44回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会	令和3年8月	出場
	24	東明館高校(出田 龍太郎)	高校生	野球	第103回全国高等学校野球選手権大会	令和3年8月	出場
	25	日本空手協会久留米南支部 (津留崎優菜)	小学生	空手道	第63回小学生・中学生全国空手道選手権大会	令和3年9月	出場
	26	三瀬中学校(田中秀虎)	中学生	陸上	JOCジュニアオリンピックカップ第52回U16陸上競技大会	令和3年10月	準優勝
	27	久留米市卓球協会(川口正明)	一般	卓球	2021年全国日本卓球選手権大会 マスターズの部	令和3年10月	出場
	28	筑後の森テニスクラブ(関紀代子)	一般	テニス	第83回地主株式会社全日本ベテランテニス選手権'21	令和3年10月	出場

スポーツ大会成績優秀者 個人・団体(令和3年度分)

規模	No.	個人・団体名	区分	種目	大会名	日時	結果
全国大会	29	荒木卓球クラブ (芝原朋花)	小学生	卓球	JOCジュニアオリンピックカップ 2021年全国日本卓球選手権大会 (カデットの部)	令和3年10月	出場
	30	誠武塾 (松本徠希)	小学生	空手道	第15回JKJ0全日本ジュニア空手道選手権大会	令和3年11月	出場
	31	ネイパーキッズ (宮原圭純)	小学生	バドミントン	日本小学生バドミントン連盟創立30周年記念 ジュニアバドミントンフェスティバルINさいたま	令和3年11月	出場
	32	橋本夢花	一般	空手道	第65回全日本大学空手道選手権大会	令和3年11月	出場
	33	JBC久留米 (大場心晴)	小学生	バドミントン	日本小学生バドミントン連盟創立30周年記念 ジュニアバドミントンフェスティバルINさいたま	令和3年11月	出場
	34	337 (Weather)	小学生	チアダンス	ALL JAPAN CHEER DANCE CHAMPIONSHIP 2021 第21回全日本チアダンス選手権大会 第19回全日本学生チアダンス選手権大会	令和3年12月	3位
	35	東福岡高校 (馬田琳平)	高校生	ラグビー	第101回全国高等学校ラグビーフットボール大会	令和3年12月	3位
	36	337 (Sonic)	中学生・高校生	チアダンス	ALL JAPAN CHEER DANCE CHAMPIONSHIP 2021 第21回全日本チアダンス選手権大会 第19回全日本学生チアダンス選手権大会	令和3年12月	出場
	37	祐誠高校 弓道部	高校生	弓道	第40回記念令和3年度全国高等学校弓道選抜大会	令和3年12月	出場
	38	ネイパーキッズ	小学生	バドミントン	日本小学生バドミントン連盟創立30周年記念 第30回全国小学生バドミントン選手権大会	令和3年12月	出場
	39	JBC久留米 (大場心晴)	小学生	バドミントン	日本小学生バドミントン連盟創立30周年記念 第30回全国小学生バドミントン選手権大会	令和3年12月	出場
	40	誠武塾 (石井勇吏・松本徠希)	小学生	空手道	第7回全日本少年少女空手道選手権大会 ジュニア空手リアルチャンピオンシップ	令和4年1月	出場
	41	Gullid Asakura FC (井口佳・石井稜也・岡部然)	小学生	サッカー	U-12ジュニアサッカーワールドチャレンジ2021	令和4年1月	出場
	42	城島少年剣道部 (小学生)	小学生	剣道	第55回全国道場少年剣道大会	令和4年1月	出場
	43	城島少年剣道部 (中学生)	中学生	剣道	第55回全国道場少年剣道大会	令和4年1月	出場
44	筑陽学園高校 (橘百華)	高校生	サッカー	第30回全日本高等学校女子サッカー選手権大会	令和4年1月	出場	
45	井 千夏 (宮ノ陣中学校)	中学生	陸上	第105 回日本陸上競技選手権大会・室内競技 2022 日本室内陸上競技大阪大会	令和4年3月	準優勝	

※日時順、大会結果順

令和4年第2回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<代表>	
石井 秀夫 議員	6 学校教育と地域連携について (1) 学校と地域社会とのさらなる連携について
甲斐田 義弘 議員	10 市立小・中学校の学力向上の取組について
田中 功一 議員	7 ICT教育の推進について (1) GIGAスクール構想について (2) 市立高校におけるコンピューター端末配布について (3) 統合型校務支援システムについて
佐藤 晶二 議員	8 少子化社会での学校教育施策について
藤林 詠子 議員	5 不登校対策について (1) 適応指導教室の名称、補助執行について (2) 不登校の児童生徒や卒業生の意見を聞くことについて (3) 不登校の原因の捉え方と学校の対応について (4) 適応指導教室・校内適応指導教室・生徒指導サポーター・フリースクールの意見交換・合同研修・交流の機会について
<個人>	
松岡 保治 議員	1 医療的ケア児の支援について (1) 現状と課題について (2) 今後の取組について
吉武 憲治 議員	1 公立学校の教員不足について (1) 現状と課題について (2) 今後の取組について
南島 成司 議員	2 小学校・中学校における不登校について (1) 不登校児童・生徒の実態と解決に向けた考え方、取組について
太田 佳子 議員	1 学校教育について (1) 小学校における教科担任制導入
金子 むつみ 議員	1 新型コロナウイルス感染症対策について (3) 教育・学校支援 ア 全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）参加について
小林 ときこ 議員	2 コロナ後の公共施設の在り方について (2) 市立小学校の利活用について

(教育部関係)

令和4年第2回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨  
 質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
吉武 憲治 議員	2 スポーツの大規模イベント開催と招致について (1) 久留米アリーナ、陸上競技場の活用状況と今後の在り方について ※久留米シティプラザに関連する部分は除く
松延 洋一 議員	2 筑後国府跡歴史公園整備事業について (1) 事業の進捗状況・調査状況と市民への周知について

(市民文化部関係)

## 代表

- 【質問議員】 石井 秀夫 議員
- 【質問要旨】 6 学校教育と地域連携について  
(1) 学校と地域社会とのさらなる連携について
- 【質問趣旨】 地域学校協議会制度の下で、学校と地域との連携はどのように深まっているのかを伺いたい。
- 【回答要旨】 1 地域学校協議会について  
久留米市では、地域の教育力を学校運営に取り入れるために、平成 23 年度から全小・中学校に地域学校協議会を設置しております。
- 2 地域学校協議会の取組について  
地域学校協議会では、校長が学校運営について説明し、学校と家庭・地域とが協働して取り組むべき課題を共有して、委員それぞれの立場から提言やご意見をいただいております。  
この提言やご意見をもとに実働している取組としましては、1 つに学習習慣と学力の定着を図るための放課後学習会ボランティアがあります。  
地域の方が学習プリント等の答え合わせや本の読み聞かせをしていただくことで、学習習慣と学力の定着とともに、児童生徒の学習意欲の向上が図られており、また、見守り隊による登下校指導の取組や、日頃からの児童生徒への励ましは、地域への帰属意識や、自尊感情の醸成につながっております。  
このように、学校教育において、家庭・地域との連携は、大変重要であると考えており、今後とも連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

## 2 回目

- 【質問要旨】 6 学校教育と地域連携について  
(1) 学校と地域社会とのさらなる連携について
- 【質問趣旨】 今後、若者が地域の中で活躍するための学校教育は、どのように取り組んでいくのかを伺いたい。
- 【回答要旨】 1 コミュニティ・スクールの導入について  
民法の一部改正により成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、今後は、18 歳で成人となった方々が、地域社会の担い手となり、活躍することが期待されます。  
そのため、児童生徒が、地域社会の中で様々な人とふれあい、地域社会での役割や責任を学ぶ機会を持つことが、これまで以上に重要になると認識しております。  
そこで、市教育委員会では、現在の、地域学校協議会の取組を基盤としながら、学校と家庭・地域が、さらに強固な双方向の関係構築を目指す「学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクール」への移行を考えており、令和 4 年度は、小学校 3 校をモデル校として、試験的な導入を予定しているところでございます。  
このコミュニティ・スクールでは、窓口役となる地域学校協働活動推進委員が、学校と地域をコーディネートすることで、学校と家庭・地域の一体的な取

組を図ることとしております。

このような取組を推進することで、児童生徒の地域参画や地域の様々な方と関わり合う機会を増やし、地域の担い手としての自覚と社会力を育てていきたいと考えております。

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 10 市立小・中学校の学力向上の取組について

【質問趣旨】 G I G Aスクール構想の今後の推進方法や課題の解決方法について問う。  
全国学力テストの点数を全国平均以上にすることを堅持するのか。  
学力向上の問題点をどのように認識し、点数を上げる具体策をどう考えているのか。

【回答要旨】 1 G I G Aスクール構想について

G I G Aスクール構想は、個別最適な学びと協働的な学びの実現を通して、子どもたちが、情報革新による変化の激しい社会を生き抜くための力の育成を目指しています。

久留米市では、教育 I C T環境の整備を進めるとともに、Google 社のパートナー自治体プログラムに参画し、全国でも先進的な取組を進めてまいりました。

今後は、I C Tを活用した教育の質の向上が重要であると考えており、これまでに以上に、グーグル社との連携強化を図りながら、モデルとなる授業例や教材の教員間での共有や効果的な研修を計画的に行うなど、教員の I C T活用力の向上に努めてまいりたいと考えています。

また、インターネットの適切な使用や情報リテラシーに関する教育も重要であり、学校で行う情報モラル教育に加え、保護者の理解と協力を得ながら、子どもたちの適正な、情報活用力の育成にも努めてまいります。

市教育委員会としましては、G I G Aスクール構想の効果を最大限生かせるよう、今後も取り組んでいきたいと考えております。

2 学力の向上について

市教育委員会では、子どもたちの学力や学習状況を把握するための全国学力・学習状況調査において、その正答率が全国平均を上回ることを、「久留米市教育振興プラン」の評価指標に掲げており、今後も引き続き、その達成に向けた取組を進めてまいりたいと考えています。

3 学力向上の問題点と具体策

学力向上のためには、様々な取り組みを積み重ねていくことが必要ですが、やはり、学びの中核となる「授業力の向上」が特に重要であると考えております。

そのため、各学校では、教師の指導に着目した「教師視点の授業」から、子どもたちが主体的に考え課題解決に取り組む「子ども視点の授業」への転換を目指し、「子どもの思考を促す発問」や「子どもの姿で授業を評価する」などのポイントを示した「くるめ授業スタンダード」に基づく授業改善を進めております。

さらに、本年度は、指導主事が全小中学校を訪問し、各学校の実態に応じた指導助言を行うとともに、学力低位層に焦点を当て、学力調査の結果分析を踏まえた効果的な補充学習等に取り組んでいるところです。

## 2回目

### 【質問要旨】

10 市立小中学校の学力向上の取り組みについて

### 【質問趣旨】

学力向上には読書の推進や家庭・地域と連携した学習習慣の育成が重要と考えるが、教育委員会の認識を問う。

### 【回答要旨】

#### 1 基本的な考え方

市教育委員会としても、読書や学習習慣の定着を図ることは、子どもたちに求められる学力の3要素である、知識・技能、思考力・判断力・表現力、そして学びに向かう力を育成していく上で、重要な役割を持つものであると認識しております。

#### 2 読書活動の推進

読書活動は、子どもたちの感性を磨き、語彙力・読む力・表現力・想像力を豊かにする活動であり、先ほど申し上げたような学力の向上と学習習慣の育成につながるものと考えております。

現在、多くの学校で朝の読書タイムや校内一斉読書を行っており、このような取り組みと、読んだ内容を自分の言葉で表現する活動を組み合わせることにより、読書活動の充実と学力の向上につなげていきたいと考えております。

#### 3 地域と連携した学習習慣の育成

授業以外の子どもの学びの場の提供につきましては、多くの学校において、地域や学生のボランティアの協力を得ながら、放課後学習会を実施するなど、地域と連携した取組が行われています。

さらに、コミュニティセンター等の施設を活用した地域主体の学習会の実践事例もございますので、このような事例を地域学校協議会に働きかけるなど、学校・家庭・地域が連携した学習習慣の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

### 【質問議員】

田中 功一 議員

### 【質問要旨】

7 ICT教育の推進について  
(1) GIGAスクール構想について

### 【質問趣旨】

原口市長のGIGAスクール構想の取組についての考えと今後の取組を問う。  
また、コロナ禍におけるICTの活用についての評価を問う。

### 【回答要旨】

#### 1 GIGAスクール構想の取組についての考えと今後の取組

私は、市長提案理由の中で「誰もが生き生きと生活ができ、活躍できる共生のまちづくり」を進めていくことを申し上げました。

このことは、市立学校におけるGIGAスクール構想が目指す「誰一人取り残さない公正に個別最適化された学びの実現」とも重なるものであり、その推進は、将来の久留米のまちづくりの鍵となる人材を育成する上でも、大変重要であるとと考えております。

そのような中、昨年は全国の自治体に先駆けてGoogle社のパートナー自治体プログラムに参画し、最先端の教員研修プログラムを受けるなどしております。今後もGoogle社との連携を深めながらICTを活用した授業の質の向上を図り、

次代を担う子どもたちを育む教育環境づくりに取り組んでまいります。

## 2 コロナ禍におけるICTの活用についての評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校は状況に応じて臨時休校や学級閉鎖等の措置を取っています。また、感染防止のために登校を控える児童生徒もおり、コロナ禍によって学びが断絶する恐れがありました。

そうした中、各学校では、状況に応じてコンピュータ端末を家庭に持ち帰らせ、オンライン授業やAIドリルを使った自宅学習など、以前はできなかった学びを止めないための新たな取組がICTの活用によって実現できていると評価しております。

今後とも、GIGAスクール構想については、誰もが生き生きと生活ができ、活躍できる共生のまちづくりを進めるための柱の取組の一つとして、しっかり推進してまいります。

### 【質問要旨】

#### 7 ICT教育の推進について

##### (2) 市立高校におけるコンピューター端末配布について

### 【質問趣旨】

市立高校へ1人1台のコンピューター端末を配布できないか。

### 【回答要旨】

高等学校では、令和4年度から情報科が必須教科として位置付けられるなど、未来社会を生き抜くためにICTを利活用できる人材の育成が求められています。

そのような中、久留米市立高等学校のコンピューター端末の整備状況は、現在、約2人に1台の整備となっておりますが、県立高等学校では、1人1台の端末整備の方針が示されているところです。

今後、1人1台の端末を使用し、学習を行ってきた生徒たちが高等学校へ進学してくることもなります。

未来社会を見据えた教育環境となる端末整備の重要性については、十分に認識しているところです。

つきましては、市立高等学校でも、1人1台の端末を整備できるように、前向きに検討していきたいと考えています。

### 【質問要旨】

#### 7 ICT教育の推進について

##### (3) 統合型校務支援システムについて

### 【質問趣旨】

市立高校へ1人1台のコンピューター端末を配布できないか。

### 【回答要旨】

市教育委員会では、成績処理や出欠確認などの、複数の校務を一元管理する統合型校務支援システムを、平成29年度より導入しております。

当初は、慣れないシステムで戸惑う教職員もいましたが、継続的に操作研修を行うと共に、マニュアルの整備、要望等に応じたシステムの改善などに取り組んできた結果、校務支援システムに関する教職員へのアンケートでは、「業務の効率が良くなったと思う」と回答した割合が、平成30年度は34%、令和元年度は47%、令和2年度は60%と、年々、高まっています。

今後も、教職員の校務負担軽減のために、統合型校務支援システムを有効活用し、さらに働き方改革が進むよう取り組んでいきたいと考えております。



【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 8 少子化社会での学校教育施策について

【質問趣旨】 市長の学校教育施策の方針を問う。

【回答要旨】 1 学校教育に対する基本認識

私は、本議会の市長提案理由の中で「安心・安全で活力にあふれた、誰もが生き生き生活・活躍できる共生のまち」を目指すことを掲げました。

そうした中で、学校教育に関する取組としましては、教育 I C T の推進や老朽化した学校施設の改修、教職員の働き方改革などによる教育環境の充実や、不登校・いじめ問題への対応を通して、次代を担う子どもたちを育む施策に総合的に取り組み、安心して産み育てられる環境づくりに努めていくこととしております。

また、人口減少・少子高齢化の中、久留米市が持続的に発展していくためには、様々な施策を駆使して一定の人口規模を維持する必要があります。お尋ねの中で触れられました学力の向上を始め、教育環境の充実は、そのための重要な施策の一つであると考えているところです。

2 今後の取組方針

近年の教育行政は、都市の魅力づくりや福祉分野等との密接な連携が求められており、市長と教育委員会が認識を共有しながら、調和のある施策が行われることが重要となっています。私は、こうした考え方にに基づき、将来の久留米のまちづくりの鍵を握る「人」を育てる教育施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

## 2回目

【質問要旨】 8 少子化社会での学校教育施策について

【質問趣旨】 少子化によって、過小規模校や過大規模校が生じ、通学区域のバランスが崩れているが、どのように考えているのか。

【回答要旨】 1 少子化に伴う学校教育への影響

現在、学校教育においては、主体的・対話的で深い学びや社会に開かれた教育が求められており、そのような中で、少子化の進行は特に、学校規模を始めとする教育環境に大きな影響を与えるものと考えております。

2 過小規模校や過大規模校に対する対応

本市では、少子化に伴い児童生徒数が減少している学校がある一方で、宅地開発等により増加している学校もあるなど、地域による偏在化が見られており、今後、過小規模校が増加する一方で、過大規模校も存続する見通しとなっています。

そのため、小学校の小規模化については、市立小学校小規模化対応方針に基づき、子どもたちがより良い教育環境で学ぶことを目指した統合を進めていく必要があると考えております。

また、「小中学校の大規模化」や、「児童生徒数の偏在化」への対応としましては「児童生徒数の推計結果の分析」「先進自治体の状況」「外部有識者との意見交換」などを行いながら、通学区域のあり方も含めた、様々な手法について、検討する必要があると認識しております。

### 3 今後の教育施策について

市教育委員会としましては、少子化やグローバル化などが、更に進む中、GIGAスクール構想の推進や学校規模の適正化などによって、社会の変化に、的確に対応した教育施策を進めていかなければならないと考えております。

先ほどの市長の学校教育に関する方針を踏まえ、これまで以上に市長と教育委員会の密接な連携を図るとともに、議会の皆様と十分協議を行いながら、魅力ある教育環境の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

【質問議員】 藤林 詠子 議員

【質問要旨】 5 不登校対策について

(1) 適応指導教室の名称、補助執行について

【質問趣旨】 適応指導教室の名称変更、適応指導教室「らるご久留米」の子ども未来部青少年育成課による補助執行を教育委員会に戻したほうが良いと考えるが、いかがか。

【回答要旨】 1 適応指導教室の名称について

文部科学省は、適応指導教室について、当初、学校生活への復帰を支援することをその設置目的としていました。しかしながら現在は、不登校児童生徒への支援の視点について、「学校に登校する」という結果のみを目標にせず、児童生徒が、自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指す必要があるとしており、その標準的な呼称も「教育支援センター」へと変更されているところで

す。  
このような国の動向を踏まえ、適応指導教室「らるご久留米」や校内適応指導教室の名称についても、他自治体の状況も参考にしながら研究・検討してまいりたいと考えております。

2 補助執行について

また、らるご久留米のあり方については、これまでの経緯や成果、現在の不登校児童生徒の状況と「らるご久留米」での受け入れ状況、今後の不登校対策のあり方など、総合的な視点で、子ども未来部と 教育部の間で協議していきたいと考えています。

補助執行につきましても、その協議の中で検討していきたいと考えております。

【質問要旨】 5 不登校対策について

(2) 不登校の児童生徒や卒業生の意見を聞くことについて

【質問趣旨】 市教育委員会の不登校対策が有効か否かを直接の施策対象者である小中学生に意見を聞く機会を設けるべきと考えるがいかがか。

【回答要旨】 学校においては、不登校児童生徒や保護者との面談、スクールカウンセラーや、関係教職員等との情報交換を通して、不登校となった要因の把握や個別の目標設定・支援方法の検討などを行っています。

一方、教育委員会が実施する不登校対策事業の評価については、学校が把握する当事者の意見を反映したものではなく、「不登校児童生徒数」や「不登校解消率」など、定量的なデータによるものとなっております。

不登校対策事業を、児童生徒自身の社会的自立をより一層促すものにしていくために、今後は、当事者の声を聞く機会を設けたり、学校が把握している声を集約したりするなど、事業の評価の在り方について、検討していきたいと考えております。

【質問要旨】

- 5 不登校対策について  
(3) 不登校の原因の捉え方と学校の対応について

【質問趣旨】

不登校の要因分析が、個人や周囲との関係等に起因するものばかりで、学校や学級の在り方や雰囲気等、より広い視野から分析できていないのではないかと考えるが、いかがか。

【回答要旨】

1 教育機会確保法に基づく指針

文部科学省が示す「教育機会確保法」に基づく基本指針においては、個々の不登校児童生徒に対する、効果的な支援を推進することだけでなく、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりに努める必要があるとしています。

そのためには、いじめ等を許さない学校づくりや個々の学習状況等に応じた指導・配慮の実施、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等が重要であるとされています。

2 不登校児童生徒の状況

児童生徒が不登校となる要因は、多様化・複雑化しており、個人や周囲との関係等に起因するものだけでなく、中には、学校・学級の 雰囲気や、当該児童生徒に対する周囲の接し方など、学校の環境が 変わることにより不登校が解消できるケースもございます。

3 今後の取組

つきましては、この文科省の指針に則り、引き続き魅力ある学校・学級づくりに努めるとともに、より広い視野を持って不登校の要因を分析するよう各学校に周知してまいります。

【質問要旨】

- 5 不登校対策について  
(4) 適応指導教室・校内適応指導教室・生徒指導サポーター・フリースクールの意見交換・合同研修・交流の機会について

【質問趣旨】

不登校児童生徒に関わる、らるご久留米の職員、中学校の校内適応指導教室助手、小学校の生徒指導サポーター、民間のフリースクールの指導者などが、児童生徒の情報、指導方法等の情報交換や合同研修を行うことが大変重要だと考えるが、いかがか。

【回答要旨】

近年、不登校の原因も多様化・複雑化しており、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援をするためには、不登校に関して様々な知識・経験を有する関係機関が情報を共有し、連携した取組みを進めて行くことが重要であると考えています。

例年、校内適応指導教室担当者と生徒指導サポーターの合同研修会を実施しており、今年度は、その研修会の中で、支援対象児童生徒の状況や各校の取組等についての情報交換の場を設けるとともに、「不登校生徒の親の会」を立ち上げられた方を講師として招へいし、会の取組について紹介していただいたところです。

今後はさらに、民間のフリースクールの関係者や、不登校経験者等との意見交

換や、多様な人材を研修会に講師として招へいするなど、実現可能なことから取り組んでいきたいと考えております。

## 個人

### 一問一答方式

【質問議員】 松岡 保治 議員

【質問要旨】 3 学校教育における児童生徒の発育について  
(1) 成長曲線の活用について

【質問 1】 児童生徒の発育における成長曲線とはどのようなものか。

【回答 1】 1 成長曲線について

学校における健康診断の役割の一つは、児童生徒が学校生活を送るにあたり、支障となり得る疾病などをスクリーニングし、健康状態を把握することです。

そのような中、成長曲線とは、個々の身長・体重の測定値を経年的に記録し、身長と体重の成長曲線基準図に当てはめて描くことで、基準線に沿った成長かどうかをみるためにグラフ化したものです。

平成 26 年 4 月に学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が交付され、平成 28 年 4 月から施行されることに伴った、文部科学省スポーツ・青少年局長通知では、改正に係る留意事項として、児童生徒の発育を評価する上で、成長曲線を積極的に活用することが重要となること、と示されているところです。

また、公益財団法人日本学校保健会からは、「児童生徒等の健康診断マニュアル平成 27 年度改訂」が発行され、マニュアルの付録として成長曲線の活用を目的とした「子供の健康管理プログラム」という CD-ROM を配布されておりました。

【質問 2】 成長曲線について筑後地区での活用が低いのはどうしてか。

【回答 2】 1 成長曲線の活用状況について

九州学校検診協議会が実施した九州沖縄地区の小中学校における学校健康診断での成長曲線の活用に関するアンケートによると、小学校で 72.0%、中学校で 60.7% が成長曲線を作成していますが、県別にみた作成状況では、福岡県の小学校で 60.9%、中学校で 46.8% でした。また、福岡県医師会のアンケート結果によると、筑後地区では、小学校で 39%、中学校で 20% とあまり活用されていない状況にあります。

2 活用されていない理由について

活用されていない理由としましては、実際の作業においてプログラムが複雑で操作性の課題があったこと、成長曲線の有効性について十分な活用事例がなかったこと等が挙げられています。

筑後地区での活用が低い理由としましては、福岡県と連携した圏域市町村での取り組みが不足していたのではないかと推察されます。本市においても、このプログラムの活用については、積極的な指導は行っておらず、各学校の判断にゆだねていたところです。

【質問 3】 児童生徒の発育状況を知るために有効なため、今後さらなる活用を求めたいと思うがいかがか。

【回答 3】 1 今後の活用について  
成長曲線を描くことで、児童生徒が適正に成長しているかどうかを分かりやすく把握できるとともに、思春期早発症や甲状腺機能低下等の病気が原因である成長の状態を早期に発見し、早期治療につなげることができるなど、成長曲線の活用の有効性については認識しておりましたが、  
今回のご指摘を受けて、発育の記録をデータ化し、それを活用することの重要性を、改めて、再認識したところです。  
今後、成長曲線の活用については、学校のデータ入力の手間を軽減することができ、成長曲線の作成が簡易な仕組みづくりの検討や、有効な活用事例の共有など行いながら、これを機会に、学校及び関係機関等と改めて協議してまいりたいと思います。

#### 一問一答方式

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 1 公立学校の教員不足について  
(1) 現状と課題について

【質問 1】 本市の小・中学校の教員数の現状は、どのようになっているか、具体的数値で説明してほしい。

【回答 1】 令和3年度の、市立小・中学校の教員定数は、1549人であり、そのうち正規教員は1406人、非正規教員である講師は143人となっています。  
また、小・中学校の教員定数に占める正規教員の割合である正規率は、90.8%となっており、この数値は、県北筑後教育事務所管内の平均より1.6ポイント高い値となっています。  
しかしながら、現在、小中学校では、欠員が10名程度あり、その代替としての講師が配置できていない状況にあります。

【質問 2】 講師の選定方法やサービス内容はどうか。

【回答 2】 まず、講師の選定方法についてですが、本市での勤務を希望する講師は、志願書を福岡県教育委員会又は、久留米市教育委員会に提出し、その後、書類審査と面接によって選考し、福岡県教育委員会が任用と配置を行うこととなっています。  
次に、講師のサービス内容につきましては、正規教員と同じように、教育公務員として職務上の義務と身分上の義務が課せられています。

【質問 3】 講師の選定方法やサービス内容はどうか。

【回答 3】 まず、講師の選定方法についてですが、本市での勤務を希望する講師は、志願書を福岡県教育委員会又は、久留米市教育委員会に提出し、その後、書類審査と面接によって選考し、福岡県教育委員会が任用と配置を行うこととなっています。  
次に、講師のサービス内容につきましては、正規教員と同じように、教育公務員として職務上の義務と身分上の義務が課せられています。

【質問 4】 病気休職者の内容別割合を教えてください。精神疾患による休職者や退職者がいることをどう認識しているか。

【回答 4】 令和2年度の市立小・中学校の病気休職者は18名でした。そのうち、身体的な疾患は8名、精神的な疾患は10名であり、さらに、年度途中で身体的な疾患で1名退職しております。

このようなことに対する認識についてですが、学校教育は、教員と児童生徒との、人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教員が、心身ともに健康を維持し、やりがいを持って、教育活動を行うことが重要であると考えております。

市教育委員会としましては、精神的な疾患による休職者や退職者がいることを大変重く受け止めており、働き方改革の推進による教員の負担軽減とともに、メンタルヘルス対策の充実は、喫緊の課題であると認識しております。

【質問 5】 教員不足により、学校現場ではどのような不都合なことが発生したり、困ったりしているのか。

【回答 5】 教員不足により、欠員が生じたときは、校内の別の教員が代わりに授業を行っています。

その代替役は、主幹教諭が最も多く、次に指導方法工夫改善教員や専科指導教員など本来であれば指導体制の充実のために配置を予定していた教員が担っています。

現在、教員不足によって、授業が停滞するといった深刻な状況は、生じていませんが、代替している教員が本来の役割を果たすことが難しくなることや、他の教員の業務量の増加、休暇取得への影響などの問題があると認識しております。

#### 一問一答方式

##### 【質問要旨】

- 1 公立学校の教員不足について
- (2) 今後の取組について

【質問 1】 教員不足を打破するために、今後どのように教員確保に向けた展開を考えているのか。

【回答 1】 1 教員の確保について

教員を安定的に確保するために、教員の任命権と人事権を有する 県教育委員会に対して、新規採用者の積極的な配置を、しっかり要望していくとともに、久留米市においても、教員採用候補者選考試験の受験者募集の広報等を行っていきたいと考えております。

- 2 教育現場の環境改善について

また、教員の働き方改革を更に推進し、教員の魅力向上に取り組むことも、教員不足への対応策として重要であると考えております。

市教育委員会としましては、教員の事務作業を支援する「教員業務支援員」を配置するなど、教育現場の環境改善を進めていくとともに、教員の「こんな学校にしたい」という思いを引き出し、それが実現できるように環境を整えるなど、やりがいを持って働くことができる風通しの良い学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

教員の確保は、学校教育の基盤でございますので、今後とも、県教育委員会と

連携しながら、教員の確保に努めてまいりたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】 南島 成司 議員

【質問要旨】 2 小学校・中学校における不登校について  
(1) 不登校児童・生徒の実態と解決に向けた考え方、取組について

【質問 1】 不登校、フリースクール等の児童生徒の実態（経年変化）とこれまでの取組について。

【回答 1】 1 不登校児童生徒の実態（経年変化）について  
令和4年1月時点での市立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校199名、中学校279名、あわせて478名となっております。  
5年前の平成29年度は、小学校38名、中学校218名、あわせて256名でした。  
5年間の推移をみますと、小学校で約5.2倍、中学校で約1.3倍、小・中学校、あわせて約1.9倍に増えております。  
傾向としましては、小学校の特に、低学年・中学年で増加傾向がみられます。  
また、適応指導教室「らるご久留米」に通っている児童生徒は、令和4年2月時点で12名、フリースクールに通っている児童生徒は、27名となっております。

2 これまでの取組について  
不登校対応については、久留米市教育振興プランに定める「くるめアクションプラン」に基づき、各学校において「未然防止」「早期発見・早期対応」「継続的な支援」を組織的に行っています。具体的には、中心に動く担当者を決め、「マンツーマン個票」を作成し、子ども一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいます。  
さらに、小学校では、生徒指導サポーターが欠席した児童や遅刻しがちな児童を家庭訪問するなどの取組を行っており、中学校では、不登校の生徒の居場所として、校内適応指導教室で、生活リズムを整えたり、学習支援を行っています。

【質問 2】 不登校児童生徒数が増加している原因をどのように分析しているか。

【回答 2】 各学校からの報告によりますと、現在、小学校における不登校の要因で、一番多いのが「無気力・不安」で、次に「家庭に係る状況」に起因するものが多くなっています。  
中学校でも「無気力・不安」が一番多く、次に「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の要因が多くなっています。  
5年前の平成29年度の不登校の要因は、小中学校ともに、「友人関係をめぐる問題」や「学業の不振」など、学校生活に係る要因が多かったのですが、現在は小中学校ともに、「無気力」や「生活リズムの乱れ」「家庭に係る状況」など、本人や家庭に起因するものが多くなっています。  
いずれにしましても、不登校の要因は、1つに限らず、複合的な要素が絡んでいますので、多面的な取組や支援が必要であると考えております。

【質問 3】 外部機関に委託してでも進めるべきではないか。

【回答 3】 「らるご久留米」や「フリースクール」等の外部機関とは、在籍校の校長や担

当者が、月1回程度を目安に、当該児童生徒の状況を情報交換し合う場を設け、短期的・長期的な目標を設定しながら具体的な支援を行っております。

現在、民間のフリースクール等の支援機関も増えてきています。

また、不登校になる要因も多様化・複雑化してきており、多面的な支援をするためには、外部機関との連携が重要であると考えております。

今後、不登校の支援につきましては、外部機関と連携した多面的な支援のあり方について、委託という手法も含め、幅広く検討してまいりたいと思います。

【質問議員】 太田 佳子 議員

【質問要旨】 1 学校教育について  
(1) 小学校における教科担任制導入

【質問趣旨】 教科担任制を先行導入している小学校は、どのように授業に取り組んでいるか。どれくらい授業時数を減らせるのか。教科担任制の効果と課題をどのように考えているか。

【回答要旨】 1 教科担任制の状況 についてですが、  
市立小学校では、平成30年度に初めて英語の専科指導教員1名を配置しました。本年度は、英語・理科・算数の専科指導教員13人を小学校8校に配置し、教科担任制を先行導入しています。  
このうち、荒木小学校では、高学年において、担任ではない専科指導教員が1学級当たり週に英語2コマと理科3コマの授業を行っています。担任にとっては、週5コマの授業時数が減少することになり、当該時間は、授業準備や児童と向き合う時間の確保につながっております。

2 教科担任制の効果と課題

教科担任制を導入することで、教科指導の専門性を持った教員 による、深い教材研究に根差した指導が可能となり、児童の学習内容の理解度が向上します。

また、複数の教員が学級に関わることで、多面的に児童を見ることができ、きめ細かな指導につながります。さらには、指導する授業時数の軽減や授業準備の効率化により、学校の教育活動の充実や担任の負担軽減につながっております。

一方、課題としては、やはり、教科指導の専門性をもつ専科指導教員をいかに確保していくかであると考えております。

## 2回目

【質問要旨】 1 学校教育について  
(1) 小学校における教科担任制導入

【質問趣旨】 教員不足の現状の中で、教科担任制の要となる有能な人材を、質量ともにどうやって確保するのか。

【回答要旨】 1 人材の質量の確保  
小学校の教科担任制の導入は、国や県が示す計画に基づき、令和4年度から4年間かけて段階的に取り組むこととなっております。  
そうした中で、教科担任制の要となる、専科指導教員の人数や指導力を確保するため、小学校教員を対象に「当該教科の中学校、又は、高等学校の免許状の保有状況」「当該教科の専門性向上のための免許状認定講習受講の有無」「教科等研修会などの活動実績」等を調査し、選考していきたいと考えております。



併せて、中学校の教員が小学校と兼務し、小学校への乗り入れ授業を行いながら、小・中学校の連携を強めることも、人材確保の上で、有効であると考えております。

## 2 今後の取組について

今後とも、国や県の動きを注視しながら、教科担任制の要となる教員を確保する方策について、調査・研究をまいります。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 1 新型コロナウイルス感染症対策について  
(3) 教育・学校支援  
ア 全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）参加について

【質問趣旨】 コロナ禍で、小中学校では休校や学級閉鎖が相次いでいる。また、様々な行事も中止されたり簡略化されたりしている中、なぜ全国学力・学習状況調査に参加するのか。

【回答要旨】 1 全国学力・学習状況調査の意義について  
全国学力・学習状況調査は、全ての小学校6年生と中学校3年生が対象となっており、全国平均との比較によって、児童生徒一人ひとりや学校単位の学力の状況を客観的に把握することができます。問題の内容も、知識だけでなく思考力や判断力を問う問題が中心となっており、子ども達に求められる学力を把握し、授業改善や教育施策の検証に役立てることができるものとなっています。  
また、学習状況調査によって、子ども達の生活状況や学力との相関関係などを分析し、多面的な活用ができるものとなっています。  
なお、調査にかかる費用はすべて国の負担で、市の負担はありません。

## 2 久留米市の参加について

コロナ禍における学校行事は、感染状況や活動内容を踏まえながら実施の可否や方法を判断しておりますが、全国学力・学習状況調査は、通常の授業形態の中で行われるものであり、本市の教育施策等を進めていく上で大変有意義であることから、今後も実施してまいりたいと考えております。

## 2回目

【質問要旨】 1 新型コロナウイルス感染症対策について  
(3) 教育・学校支援  
ア 全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）参加について

【質問趣旨】 コロナ禍で行われる学力調査で正確な結果がわかるのか。また、様々な行事が中止や延期、簡略化されている中、参加する必要性はないと考えるが、いかがか。

【回答要旨】 1 コロナ禍における調査結果の正確さについて  
コロナ禍に伴い、児童生徒の学習活動が制限されている状況はありますが、本市の小中学校においては、ICTを活用するなど様々な創意工夫をしながら授業時数を確保し、学習指導要領の内容の着実な履修に努めています。このような状況は全国においてほぼ同様であり、この調査を実施することによって、

実態に即した結果を把握できるものと考えております。

## 2 全国学力・学習状況調査に参加する意義について

また、運動会や発表会などの行事については、感染症対策として、児童生徒同士や外部の方との接触を避けるため、簡略化や延期、中止とする場合もありましたが、全国学力・学習状況調査は、日々の授業と同じ形態で行われるものであります。

市教育委員会としては、コロナ禍だからこそ、児童生徒の学力や学習状況、並びに、教職員の授業実践の成果や課題を把握することは重要であり、そのために、本調査への参加は必要であると考えております。

### 3回目

#### 【質問要旨】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について  
(3) 教育・学校支援  
ア 全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）参加について

#### 【質問趣旨】

全国学力調査は、学校間や教師間の競争を煽ることになるのではないか。そのことが、教員の負担になるのではないか。

#### 【回答要旨】

全国学力・学習状況調査は、決して、点数を競うものではなく、また、学校や教員の負担になってもいけないと認識しております。そのため、学校ごとの調査結果については、公表を行っておりません。

市教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査の問題は、児童生徒に今、求められている学力を反映していることから、教員においても、授業づくりを改善する良い機会にしてほしいと考えております。

このような考えを学校と共有し、競争や負担につながらないように留意しながら、今後も引き続き、全国学力・学習状況調査を活用して、教員の指導力向上や児童生徒の学力向上に取り組んでまいりたいと思います。

#### 【質問議員】

小林 ときこ 議員

#### 【質問要旨】

- 2 コロナ後の公共施設の在り方について  
(2) 市立小学校の利活用について

#### 【質問趣旨】

公共施設の面積縮減を目的とした学校の統廃合は、なじまないと考える。老朽化した学校施設の改修を行う際は、避難所等での利活用などを最大限追求することが、アフターコロナにおける合理的判断ではないかと考えるが、市長の考えはどうか。

#### 【回答要旨】

- 1 小学校の統合について  
小学校の統合は、少子化が進む中、「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、より良い教育環境で学ぶことができる望ましい学校規模を目指して、取り組みを進めているものです。
- 2 学校施設について  
一方、学校施設は昭和40年代後半から50年代にかけて建設されたものが多く、これらの施設の老朽化対策が喫緊の課題となっております。このような状況の中、児童生徒の安全・安心で快適な教育環境を持続的に提供するため、

建物の長寿命化を推進することを基本とし、計画的な改修や改築に取り組んでいるところです。

大規模な改修や改築を行う際には、避難所機能の充実や他の施設との複合化などの観点も踏まえながら、施設の有効活用について検討してまいりたいと考えております。

個人

一問一答方式

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 2 スポーツの大規模イベント開催と招致について  
(1) 久留米アリーナ、陸上競技場の活用状況と今後の在り方について

【質問 1】 昨年12月議会の中で、「トップレベルのプレーを間近で観戦できる機会を増やすため、関係者と連携して誘致に努める」と答弁された。まだまだ誘致可能な競技種目はあると思うが、今後の取組と方向性について伺いたい。

【回答 1】 1 大会誘致に関する基本的な考え  
大会誘致には、四つの必要なポイントがあると考えております。  
まず、大会運営がスムーズにできる会場となる施設、次に選手や関係者が滞在するためのホテルなどの宿泊施設、三つ目に、大会開催会場や宿泊施設などへの交通アクセス、四つ目が、大会運営に携わる地元の競技団体です。この四つのポイント全てがそろそろ必要がありますが、中でも重要なものが、事前に大規模大会の開催情報にアクセスできる地元の競技団体の存在であると考えております。

2 今後の取組と方向性  
市内スポーツ施設の魅力や、久留米市が持つ交通の利便性、充実した宿泊施設などを積極的にPRすると共に、公益財団法人久留米市スポーツ協会や各競技団体と協議を深め、連携して幅広い種目の大会誘致が実現できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

【質問 2】 大規模大会等の誘致に向けた支援をもっと行うことで、さらなるスポーツ振興につながると考えるがいかか。

【回答 2】 大規模大会等の開催やトップレベルのスポーツに触れることは、スポーツの振興や競技レベルの向上に加え、地域の活性化にもつながると考えております。このような認識のもと、公益財団法人久留米市スポーツ協会や各競技団体等と連携して、会場確保や情報発信、事業費の助成などの支援を行い、誘致に取り組んでまいりました。

今後は、公益財団法人久留米市スポーツ協会と連携し、誘致が実現している競技団体の取組みを、他の競技団体に共有するとともに、誘致に向けて効果的な支援策の検討を進めてまいります。

また、福岡県と連携強化を図り、大会等に関する情報収集に努めるとともに、県が実施する支援策の活用についても協議を行いながら、数多い種目の大会誘致に尽力して参ります。

【質問議員】 松延 洋一 議員

【質問要旨】 2 筑後国府跡歴史公園整備事業について  
(1) 事業の進捗状況・調査状況と市民への周知について

【質問趣旨】 これまでの発掘調査の状況、それをどのように市民に周知しているのか。また、史跡指定地の公有化の進捗状況は。

【回答要旨】 1 発掘調査の状況  
筑後国府跡につきましては、昭和 36 年に全国に先駆けて発掘調査が開始され、調査回数はこれまで 310 回を超え、全国に 60 数か所ある国府跡を代表する国指定の史跡となっております。

2 市民への周知について  
調査で判明した成果は、市民出前講座や発掘調査の現地説明会、史跡の説明板や標柱の設置、発掘された遺物の展示会の開催、市のホームページでの公開など、多面的に情報発信をして参りました。

3 公有化の進捗状況  
平成 8 年 3 月に国史跡に指定されて以降、史跡保存のため、また歴史公園として整備するため、指定地の公有化に取り組んでおります。  
指定面積 約 4 万 2 千平方メートルのうち、現在、約 3 万 6 千平方メートルの公有化が完了し、公有化率は 86% となっております。

## 2 回目

【質問要旨】 2 筑後国府跡歴史公園整備事業について  
(1) 事業の進捗状況・調査状況と市民への周知について

【質問趣旨】 令和元年度に「筑後国府跡保存活用計画」を策定しているが、どのような歴史公園をめざしているのか。

【回答要旨】 1 歴史公園としての整備について  
令和元年度に策定いたしました、史跡としての保存活用の基本方針を示した「史跡筑後国府跡保存活用計画」では、「市民や地域住民をはじめとするより多くの人々と筑後国府跡の価値や魅力を共有していく活用の推進を目指す」としてしております。  
さらに、その方向性として、「郷土に対する愛着や誇りを育む学びの場、交流の場としての活用を推進する」としておりました、教育・文化・観光などのまちづくりにも活用していくことを示しております。  
この保存活用計画に基づき、地域の皆様のご意見ご要望も取り込みながら、どのような歴史公園として整備することが望ましいのか、今後検討して参りたいと考えております。

## 令和4年度久留米市立小中学校における医療的ケアの実施について（報告）

### 1 小中学校における医療的ケアの実施にかかる現状

項目	小学校	中学校
○在籍校・ 在籍学級	鳥飼小学校 通常学級	北野中学校 病弱特別支援学級 *久留米特別支援学校内に北野中学校病弱特別支援学級分教室を設置する。
○訪問看護事業者	週4日 ・ありす訪問看護久留米ステーション	週4日 ・訪問看護ステーションくるめ (久留米特別支援学校内の病弱特別支援学級分教室)
	週1日 ・アップルハート訪問看護ステーションくるめ	週1日 ・アップルハート訪問看護ステーション小郡 (北野中学校交流学級)

### 2 久留米大学との事業連携について【参考資料1】

令和3年12月28日に締結しました、「久留米市立小中学校における医療的ケア実施に関する久留米大学との覚書」に基づき、令和4年度の具体的な連携内容について、医学部小児科、看護学科、人間健康学部総合子ども学科と協議を行っています。

現時点で、実際に取り組んでいる内容は以下のとおりです。今後も引き続き、具体的な取組を進めていきます。

日程	場所	内容
令和4年3月23日（金）午後	鳥飼小学校	医療的ケア実施環境の確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米大学（医学部小児科）向井助教、（医学部看護学科）渡邊講師</li> <li>・保護者（本人）</li> <li>・学校</li> <li>・教育委員会（学校教育課） 他</li> </ul>		
令和4年4月4日（月）午前	北野中学校	職員研修
令和4年4月4日（月）午後	鳥飼小学校	職員研修
<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米大学（医学部小児科）向井助教、（医学部看護学科）渡邊講師</li> <li>・学校（全職員）</li> <li>・教育委員会（学校教育課）</li> </ul> <p>※北野中学校は同日に、医療的ケア実施環境の確認も行う。</p>		

### 3 久留米市立学校医療的ケア実施運営委員会（仮称）の設置

令和4年度、久留米市立学校医療的ケア実施運営委員会（仮称）を設置します。

#### (1) 所掌事項

久留米市立小・中・特別支援学校で実施する医療的ケアについて、以下について、検・評価・協議（意見交換）等を行うとともに、関係機関等との連携や連絡調整を図ります。

- ①医療的ケアの実施運営上の課題に関すること
- ②児童生徒の安全を確保する医療的ケアの具体的な実施体制に関すること
- ③次年度の学校における医療的ケアに関すること
- ④その他、目的を達成するために検討が必要なこと

#### (2) 委員構成（案）

区 分	所 属
学識経験・医療関係者	久留米大学
	久留米大学病院
	久留米医師会
	県弁護士会
保健・福祉等関係者	訪問看護事業者
	福祉関係者
保護者	2～3名程度
学校関係者	久留米特別支援学校長
	病弱学級設置校長（小）
	病弱学級設置校長（中）
行政職員	子ども未来部次長
	幼児教育研究所
	健康福祉部次長

\*事務局：教育部：学校教育課、学校保健課

子ども未来部：子ども保育課

健康福祉部：障害者福祉課、保健所健康推進課

#### 4 令和4年度文部科学省「学校における医療的ケア実施体制充実事業」の採択

令和4年度文部科学省「学校における医療的ケア実施体制充実事業」（小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究）に、本市の医療的ケア対応事業について応募していたところ、採択の通知がありました。

令和4年度は、主に以下の内容について取組を行う予定です。

	取組内容
取組1	久留米市立学校医療的ケア実施運営協議会の設置し、地域の医療・福祉・保健・学校関係者等が連携した学校における医療的ケア実施体制等について協議を行う。
取組2	医療的ケア児が入学する小中学校において、学校における医療的ケアについての研修を実施する。
取組3	校内または校外学習時の体調の急変や、通常とは異なる対応が必要になった時のために、校内での連絡体制を構築する。 学校配置看護師が学校で医療的ケアを実施するにあたり、実施する医療的ケアの内容などについて判断に迷う時の相談や緊急時の対応の相談などを、直接、久留米大学病院の主治医とやり取りができる体制を整える。
取組4	久留米大学と連携協力し、小中学校で医療的ケアを実施することの社会的な意義などについて広く周知する。 ・学校現場での医療的ケア（病院や自宅での医療的ケアとの違いなど）の整理 ・保護者、医療関係機関、学校など関係者向けの説明パンフレット等の作成



## 令和4年度 久留米大学との事業連携の内容

## ●関係機関ごとの具体的な内容(協議中の内容含む)

R4.3.23現在

関係機関	月	鳥飼小	北野中	備考
医学科 附属病院	3月下旬 ～4月上旬	・学校の環境整備に関する訪問指導、助言	・学校の環境整備に関する訪問指導、助言	
	4月上旬	・教職員への研修(講義)	・教職員への研修(講義)	
	5月以降	*ビデオ通話によるオンライン相談 (学校配置看護師とのホットライン)	*ビデオ通話によるオンライン相談 (学校配置看護師とのホットライン)	協議中
看護学科	3月下旬 ～4月上旬	・学校の環境整備に関する訪問指導、助言	・学校の環境整備に関する訪問指導、助言	
	4月上旬	・教職員への研修(講義)	・教職員への研修(講義)	渡邊講師
	4～5月	・学校での医ケアの実情(R4年度の状況) 把握	・学校での医ケアの実情(R4年度の状況) 把握	
	4～5月	・緊急対応シミュレーションへの助言	・緊急対応シミュレーションへの助言	・個別緊急対応マニュアル監 修は主治医が行う。
	5月以降	・学校配置看護師等への研修の研究	・学校配置看護師等への研修の研究	協議中
	8月、1月頃	・学校配置看護師等への研修	・学校配置看護師等への研修	協議中 小中合同実施も検討
	1か月に1回	・実態把握	・実態把握	
総合子ども学科	学期に1回	・実態把握	・実態把握	協議中